

第4次いちかわハートフルプラン (案)

市川市障害者計画

第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画

【令和3～5年度】

(2021～2023年度)



-目次-

第1部 総論

第1章 第4次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯	2
第2節 第4次いちかわハートフルプランとは	4

第2章 障がい者福祉の現状と課題

第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き	7
第2節 本市の障害者手帳所持者数	10
第3節 前計画（第3次いちかわハートフルプラン）の達成状況	16
第4節 障がい者福祉に対する市民の意識	34
第5節 障がい児福祉に対する市民の意識	38
第6節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見	39
第7節 まとめ	55

第2部 市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念	58
第2節 将来像	59
第3節 基本目標	60
第4節 施策推進の方向	61
第5節 各施策に共通する横断的視点	62
第6節 理念等の構造	64

第2章 具体的な施策

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 子育て支援	66
第2項 学校教育	69

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

第1項 生涯学習	71
第2項 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動	73

第3項 就労支援・雇用促進	75
第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～	
第1項 障がい者やその家族の高齢化への対応	78
第2項 地域における生活の支援	80
第3項 コミュニケーション支援	83
第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	
第1項 相談	85
第2項 権利擁護	87
第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～	
第1項 健康づくり・予防	89
第2項 医療・リハビリテーション	91
第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	
第1項 災害や感染症の対策	93
第2項 福祉のまちづくり	96
第3項 居住環境の整備	98
第7節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	
第1項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	100
第2項 支援人材の確保と質の向上	103
第3項 ネットワーク形成	106

第3部 第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性	109
第2章 成果目標と活動指標	112
第3章 障害者総合支援法に係るサービス等	
第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	119
第2節 障害福祉サービスの整備	
第1項 訪問系サービス	121
第2項 日中活動系サービス	123
第3項 居住系サービス	127
第3節 相談支援の整備	130

第4節 地域生活支援事業の整備

第1項	理解促進研修・啓発事業（必須事業）	133
第2項	自発的活動支援事業（必須事業）	135
第3項	相談支援事業（必須事業）	136
第4項	成年後見制度利用支援事業（必須事業）	139
第5項	成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	141
第6項	意思疎通支援事業（必須事業）	142
第7項	日常生活用具給付等事業（必須事業）	144
第8項	手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	146
第9項	移動支援事業（必須事業）	147
第10項	地域活動支援センター（必須事業）	148
第11項	市が自主的に取り組む事業（任意事業）	150

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節	障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	151
第2節	障害児通所支援等の整備	152

第4部 資料

第1章 資料

第1節	策定体制	156
第2節	策定の経過	157
第3節	市川市社会福祉審議会条例	158
第4節	市川市社会福祉審議会委員名簿	161
第5節	用語解説	162

※ この冊子中、「*」印がついた語句については、巻末に用語解説を載せています。



第1部
総論

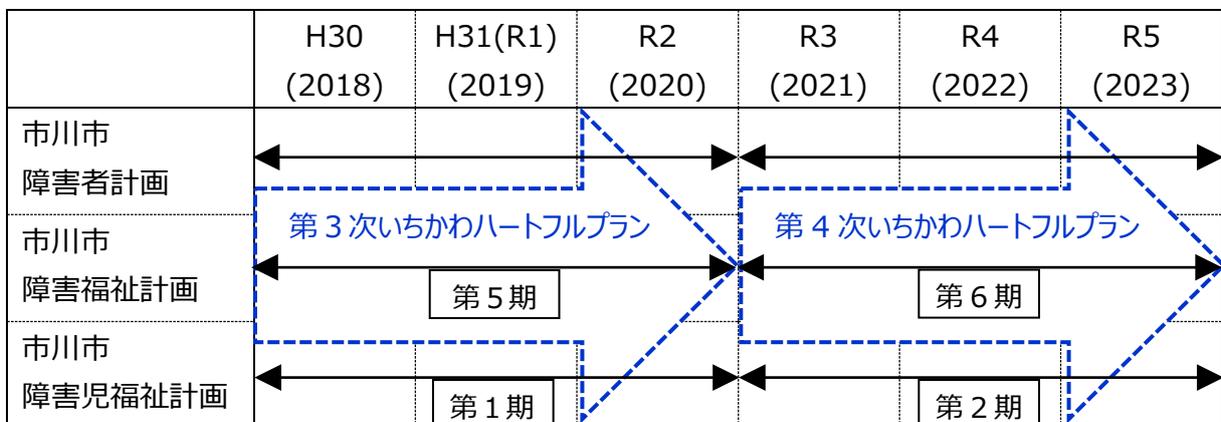
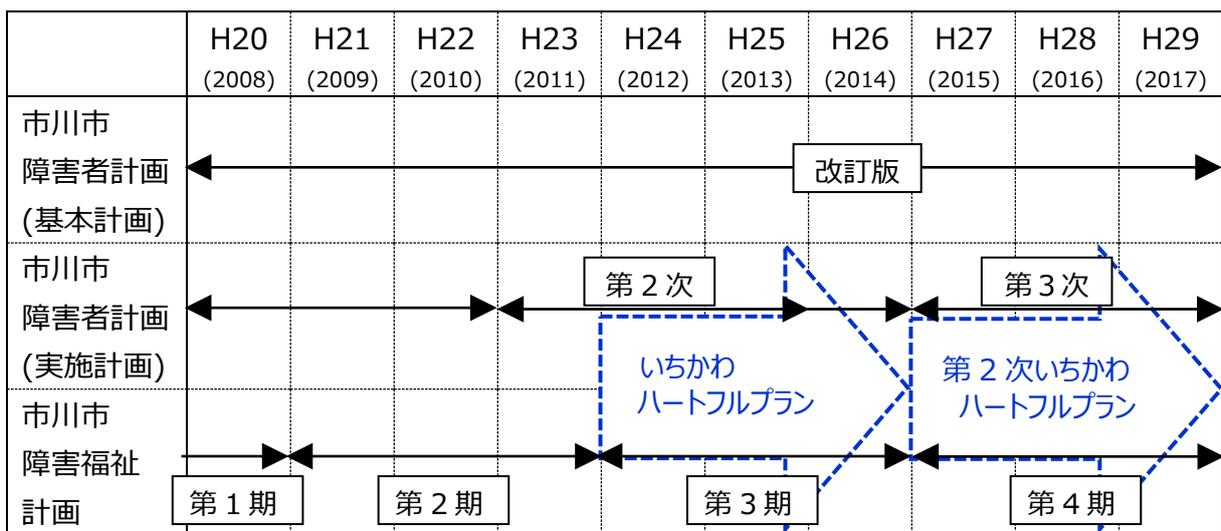
第1章 第4次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯

- 本市では、平成10年3月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成10年度から19年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。））が施行されたことに伴い、法施行と同時に第1期の市川市障害福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を定めました。
- 平成20年3月には、市川市障害者施策長期計画の計画期間の終了に伴い、「市川市障害者計画（基本計画）」（計画期間：平成20年度から29年度まで）と「市川市障害者計画（実施計画）」（計画期間：平成20年度から22年度まで）を策定しました。
- この市川市障害者計画（基本計画）では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取組を進めるために、それまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標と6つの施策推進の方向に沿って施策を計画的に推進してきました。
- 平成24年3月には、翌4月からの「第3期市川市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から26年度まで）に合わせて、平成23年度から25年度までを計画期間としていた「市川市障害者計画（第2次実施計画）」を1年間延長することで、両者をあわせて「いちかわハートフルプラン」として初めて定めました。
- 平成26年3月には、国の制度改革の動きや社会情勢の変化に対応するため、「市川市障害者計画（基本計画）」の改訂を行いました。

○平成 30 年 3 月には、「市川市障害者計画（基本計画）」、「第 2 次いちかわハートフルプラン（市川市障害者計画（第 3 次実施計画）、第 4 期市川市障害福祉計画）」の計画期間が同時に終了することに伴い、障がい者等*に関わる各法律の施行・改正の動向を踏まえ、市民にとってより分かりやすいものとするために、「市川市障害者計画」と「第 5 期市川市障害福祉計画・第 1 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 3 次いちかわハートフルプラン」とし、両計画の計画期間を平成 30 年度から令和 2 年度までと決めました。

○この度、これを引き継ぐ形で、「市川市障害者計画」と「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 4 次いちかわハートフルプラン」として定めるものです（計画期間：令和 3 年度から 5 年度まで）。



第 2 節 第 4 次いちかわハートフルプランとは

(1) 第 4 次いちかわハートフルプランとは

○第 4 次いちかわハートフルプランとは、次の 2 つの計画をセットにしたもの
ことをいいます。

- ・ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市川市障
害者計画」
- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障
害児福祉計画」

○後者の計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20
第 6 項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市で
は一体のものとして作成するものです。

(2) 「市川市障害者計画」とは

○「市川市障害者計画」とは、「市川市における障がい者のための施策に関する基本
的な計画」（市町村障害者計画）（障害者基本法第 11 条第 3 項）のことであり、
策定は市町村の義務となっています。

(3) 市町村障害者計画の内容

○市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計
画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」るこ
ととされています（障害者基本法第 11 条第 3 項）。

○市川市障害者計画の詳細については、第 2 部に記載します。

(4) 「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」とは

○「市川市障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村
障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービス*の提供体制の確保その他この法
律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされています。

○「市川市障害福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の計画

の期間とした「第 1 期市川市障害福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画の期間とするこの度の計画は、第 6 期の計画に当たります。

- 「市川市障害児福祉計画」とは、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援*及び障害児相談支援*の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされています。
- 「市川市障害児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で計画の期間とした「第 1 期市川市障害児福祉計画」の次期の計画に当たり、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画の期間としています。

(5) 市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容に関しては、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の 20 に、次のような規定があります。

- 厚生労働大臣が定める「基本指針」*に即して定めるものとする。
- 次に掲げる事項を定めること。
 - ① 障害福祉サービス（障害児通所支援）、相談支援*（障害児相談支援）及び地域生活支援事業*の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ② 各年度における指定障害福祉サービス*（指定通所支援*）、指定地域相談支援*又は指定計画相談支援*（指定障害児相談支援*）の種類ごとの必要な量の見込み
 - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めること。
 - ① 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ② 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）及び前項③の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児*）の数及びその障がいの状況

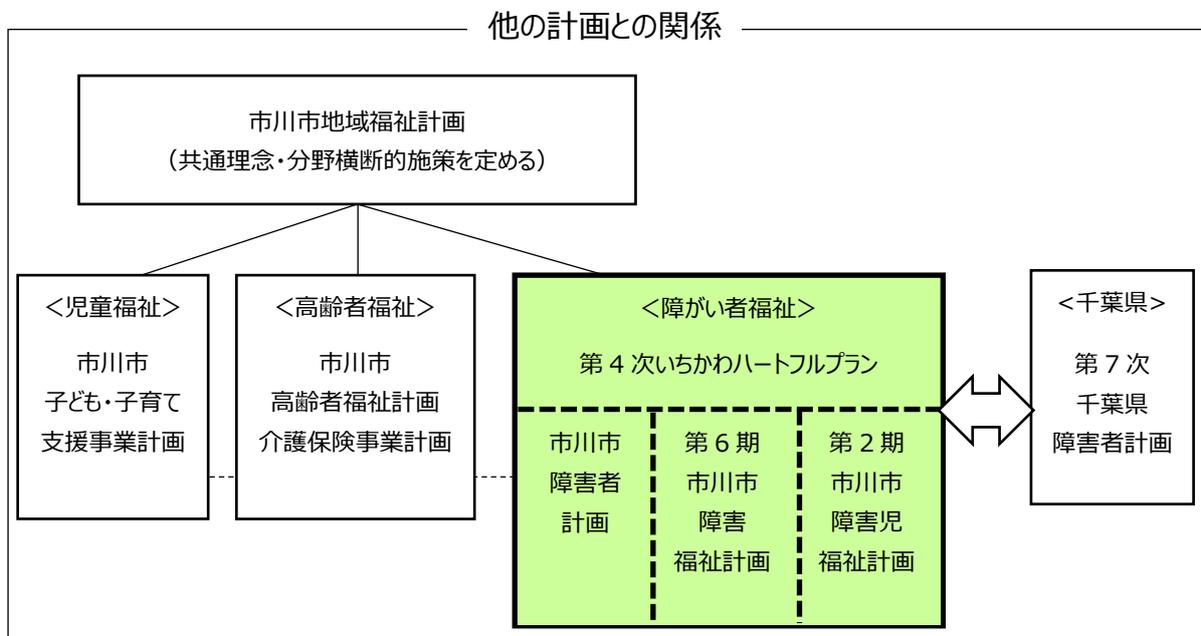
を勘案して作成すること。

- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること。
- 市町村障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障がい者等（障がい児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画の詳細については、第 3 部に記載します。

(6) 他の計画との関係

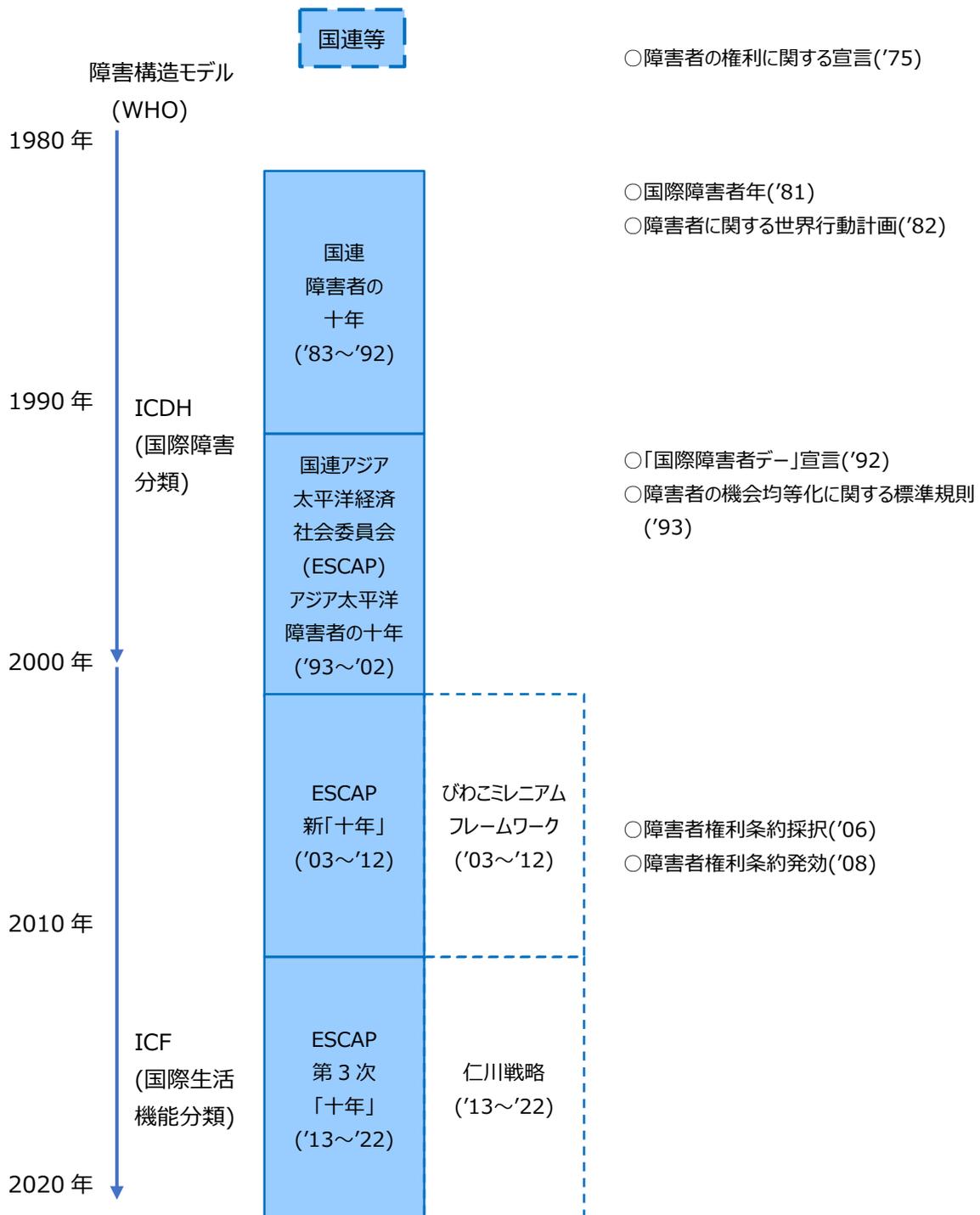
- 第 4 次いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「市川市地域福祉計画」との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



第2章 障がい者福祉の現状と課題

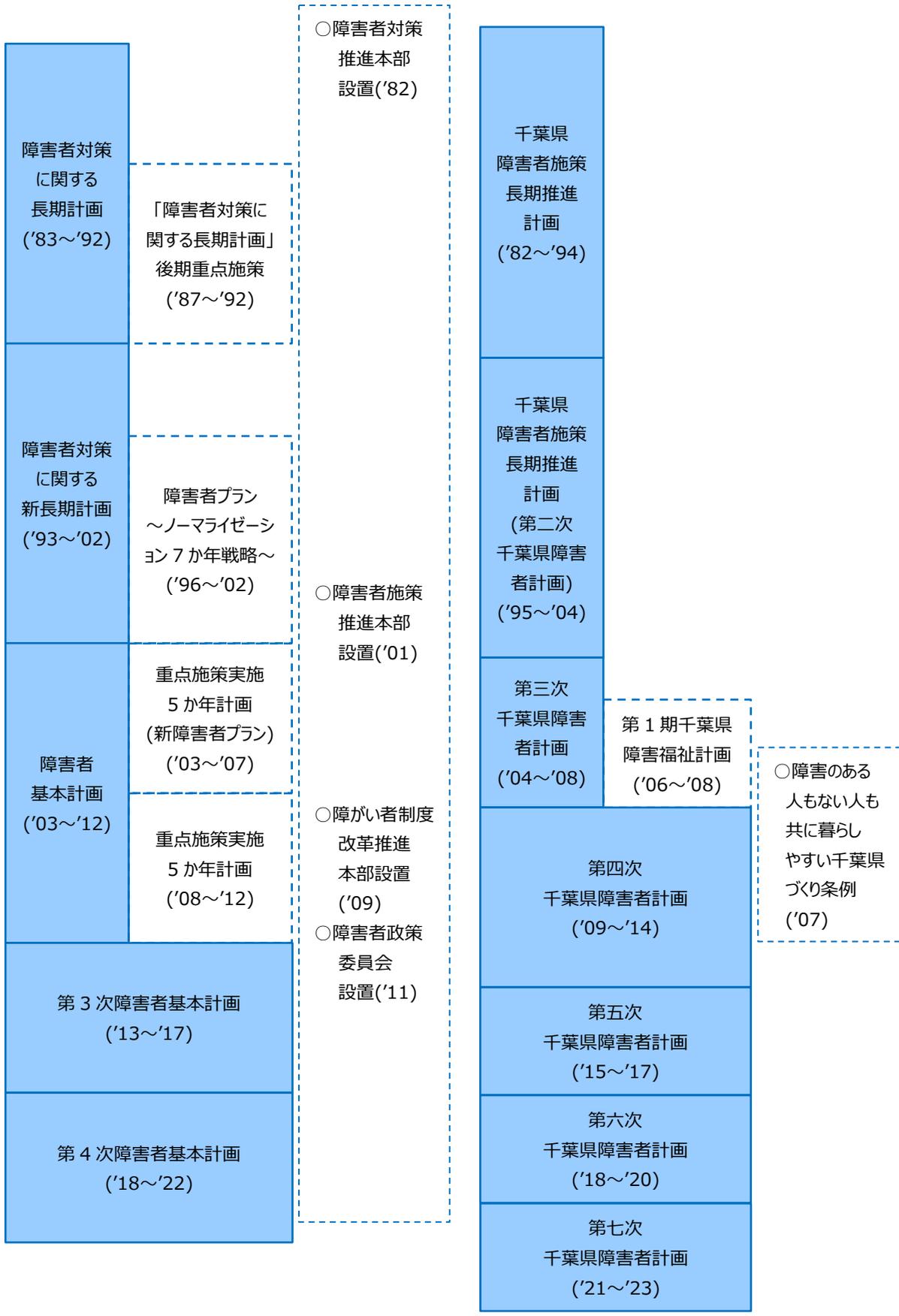
第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き

第1項 障がい者施策の動向

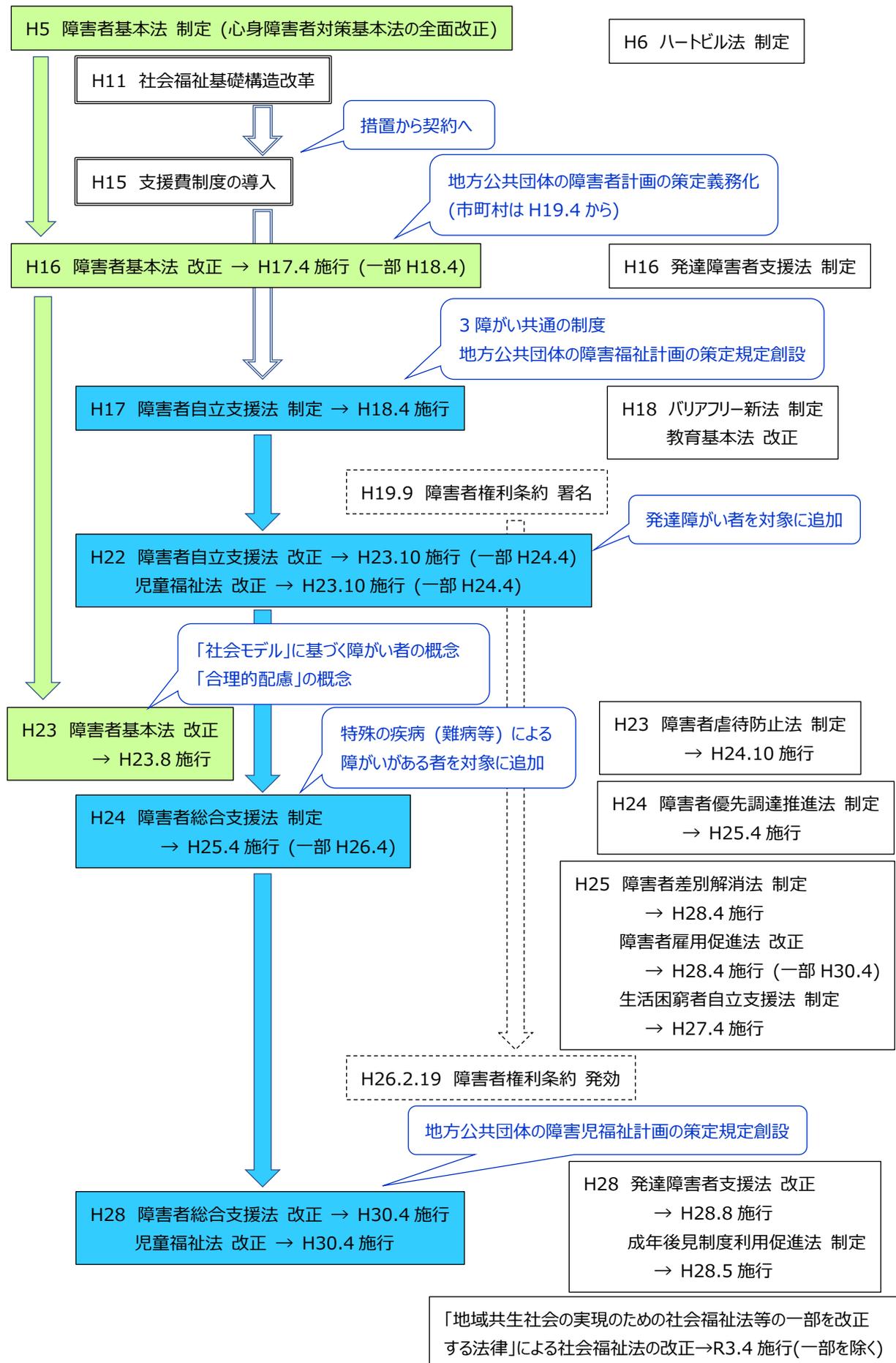


国の計画等

県の計画等



第2項 障がい者施策に関する国内法等の変遷



第2節 本市の障害者手帳所持者数

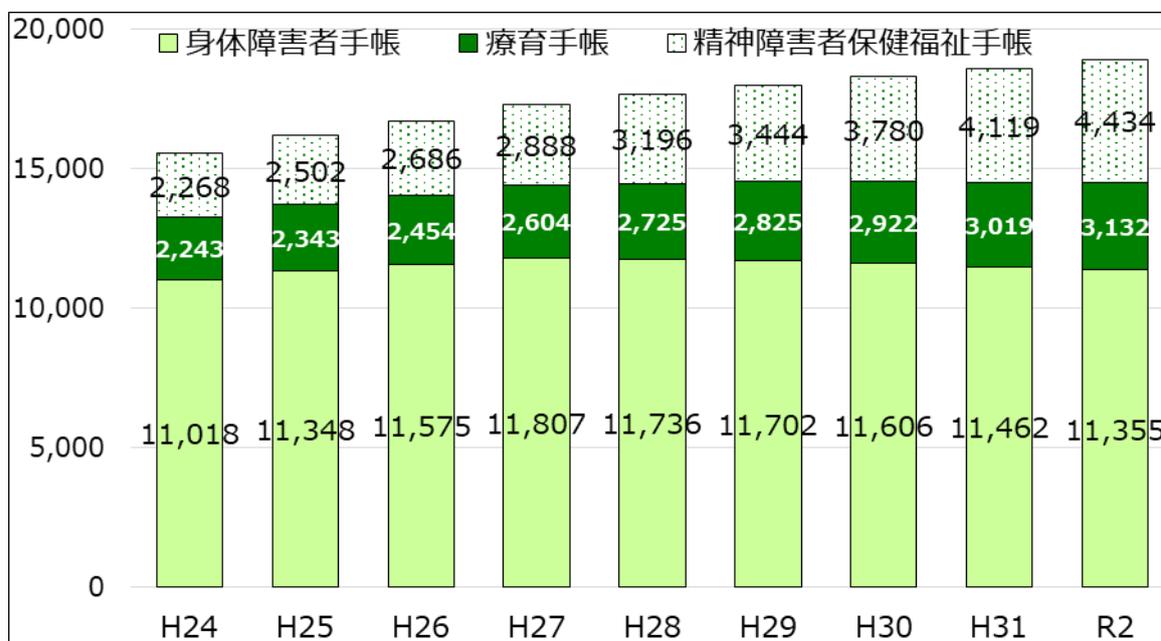
(1) 本市の障害者手帳所持者数

(単位；人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
身体障害者手帳*	11,018 (300)	11,348 (285)	11,575 (268)	11,807 (265)	11,736 (266)	11,702 (267)	11,606 (243)	11,462 (231)	11,355 (220)
療育手帳*	2,243 (694)	2,343 (711)	2,454 (741)	2,604 (805)	2,725 (852)	2,825 (846)	2,922 (841)	3,019 (872)	3,132 (896)
精神障害者保健福祉手帳*	2,268 (9)	2,502 (15)	2,686 (20)	2,888 (29)	3,196 (52)	3,444 (52)	3,780 (70)	4,119 (99)	4,434 (111)
合計	15,529 (1,003)	16,193 (1,011)	16,715 (1,029)	17,299 (1,099)	17,657 (1,170)	17,971 (1,165)	18,308 (1,154)	18,600 (1,202)	18,921 (1,227)

※ H30年までは4月1日現在の数。H31年からは3月31日現在の数。

※ ()は、手帳所持者数のうち18歳未満の者の数。

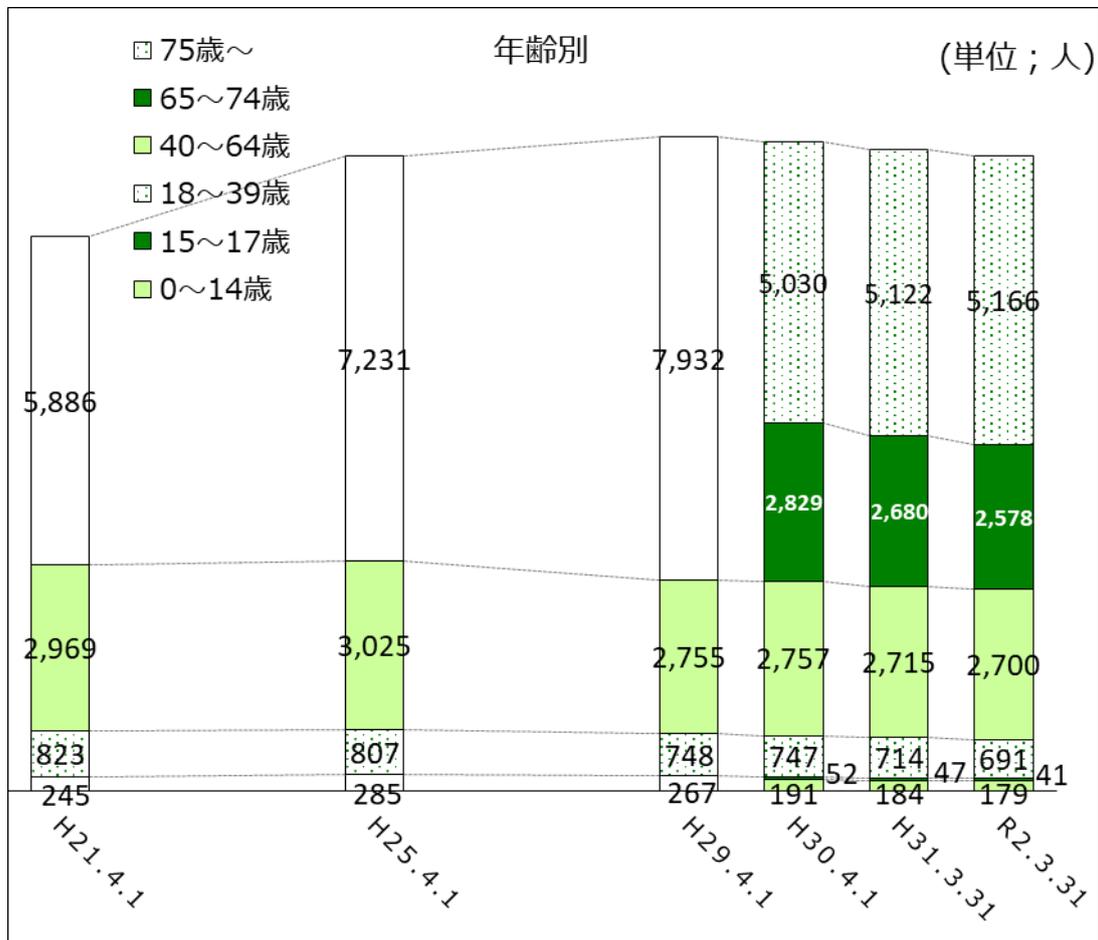
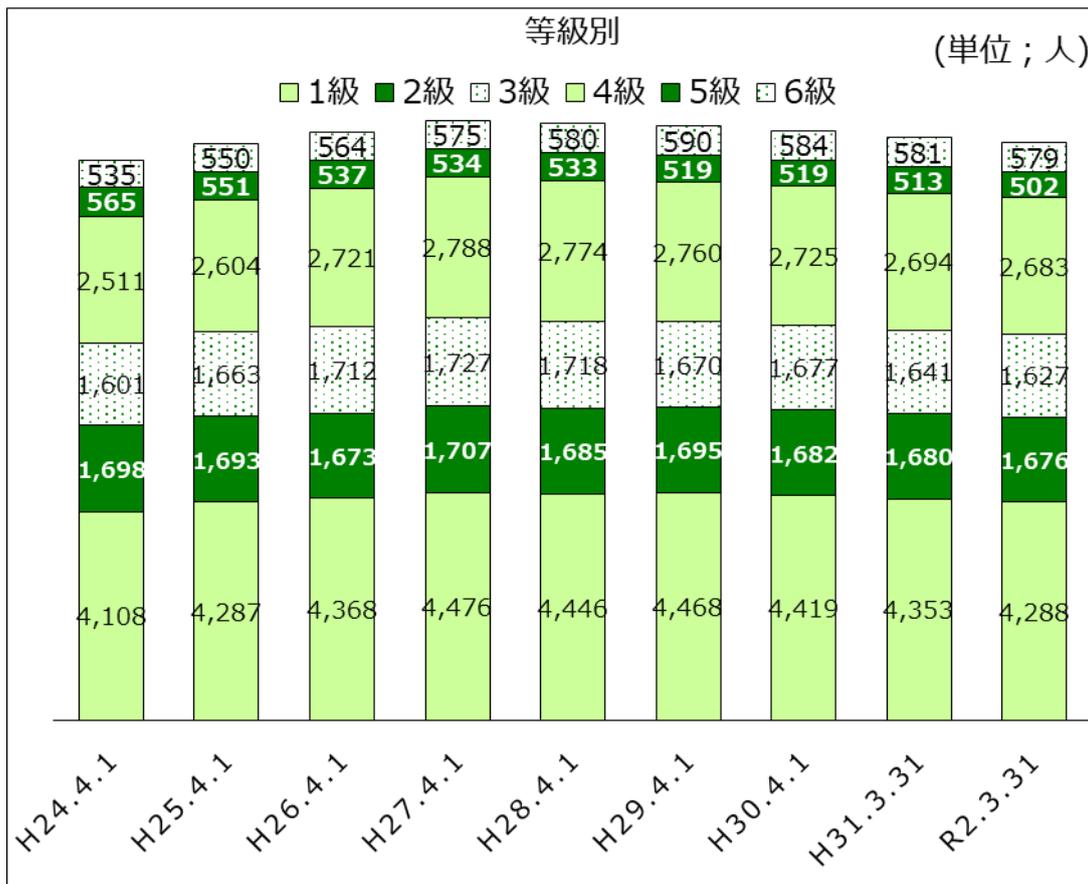


(2) 市内人口に占める障害者手帳所持者数の割合

	H24	H28	R2
身体障害者手帳所持者	2.3%	2.5%	2.3%
療育手帳所持者	0.5%	0.6%	0.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	0.5%	0.7%	0.9%
合計	3.3%	3.7%	3.8%
参考 (住民基本台帳)	人口 (A)	470,952人	478,542人
	世帯数 (B)	223,869世帯	233,877世帯
	平均世帯人員 (A/B)	2.10人	2.05人

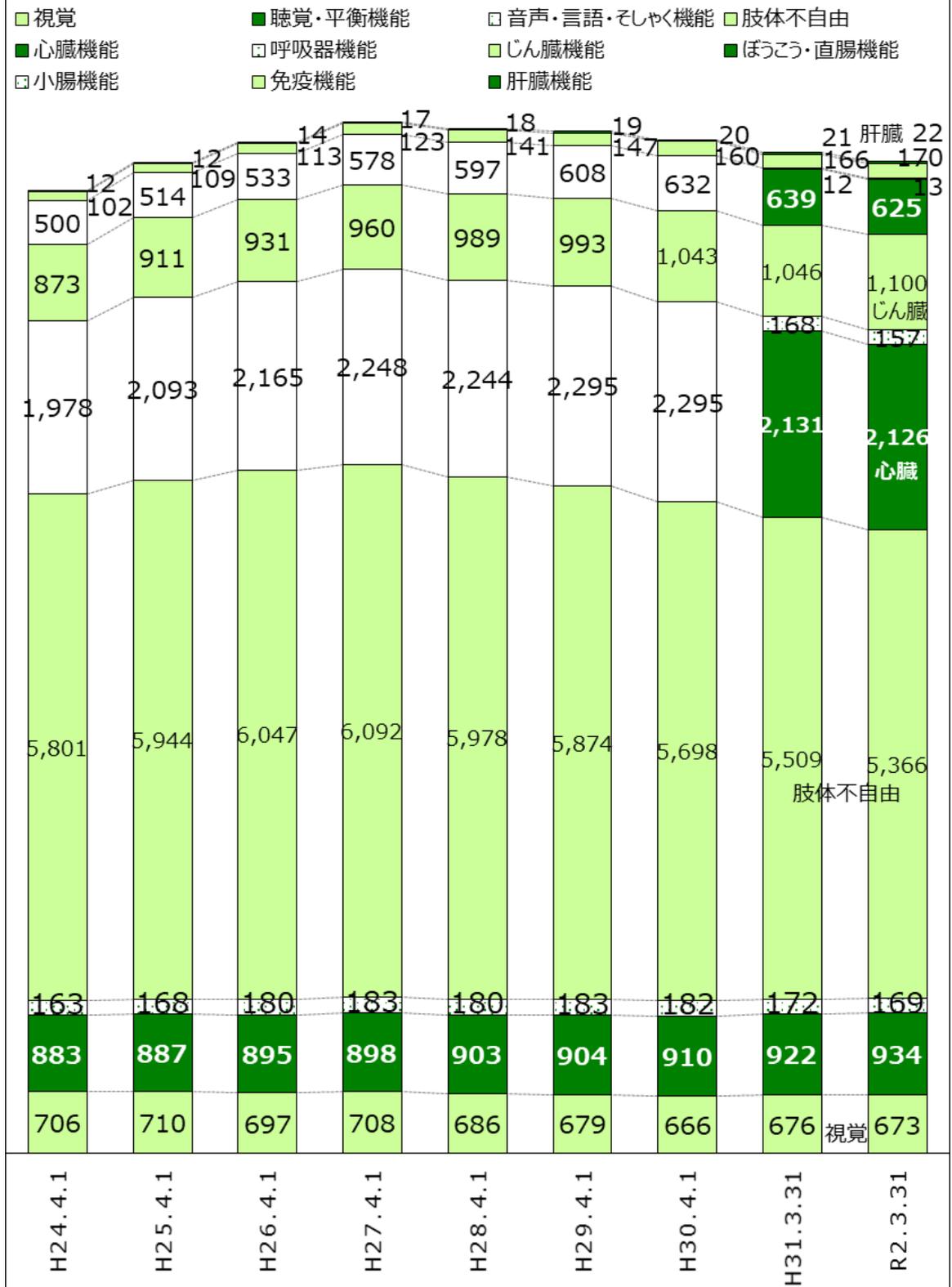
※ 人口及び世帯数は各年の3月31日現在の数。

(3) 本市の身体障害者手帳所持者数

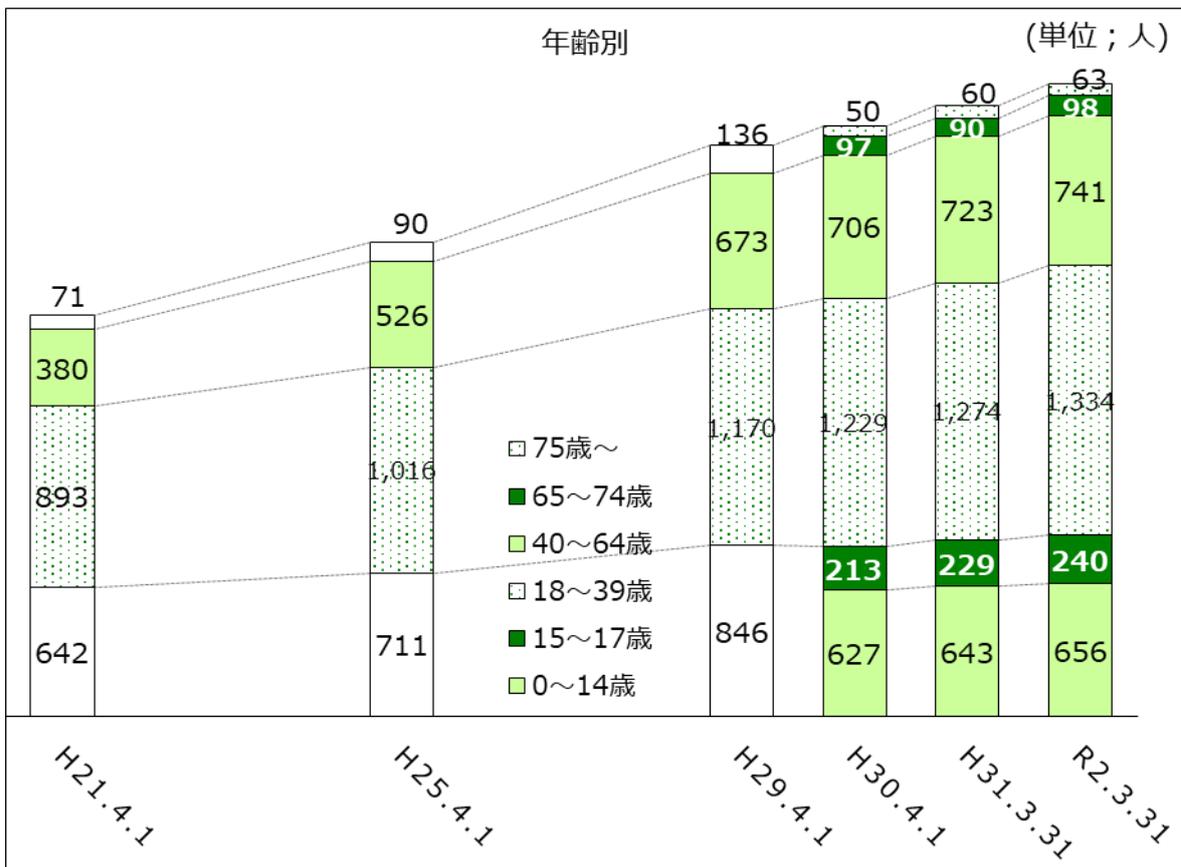
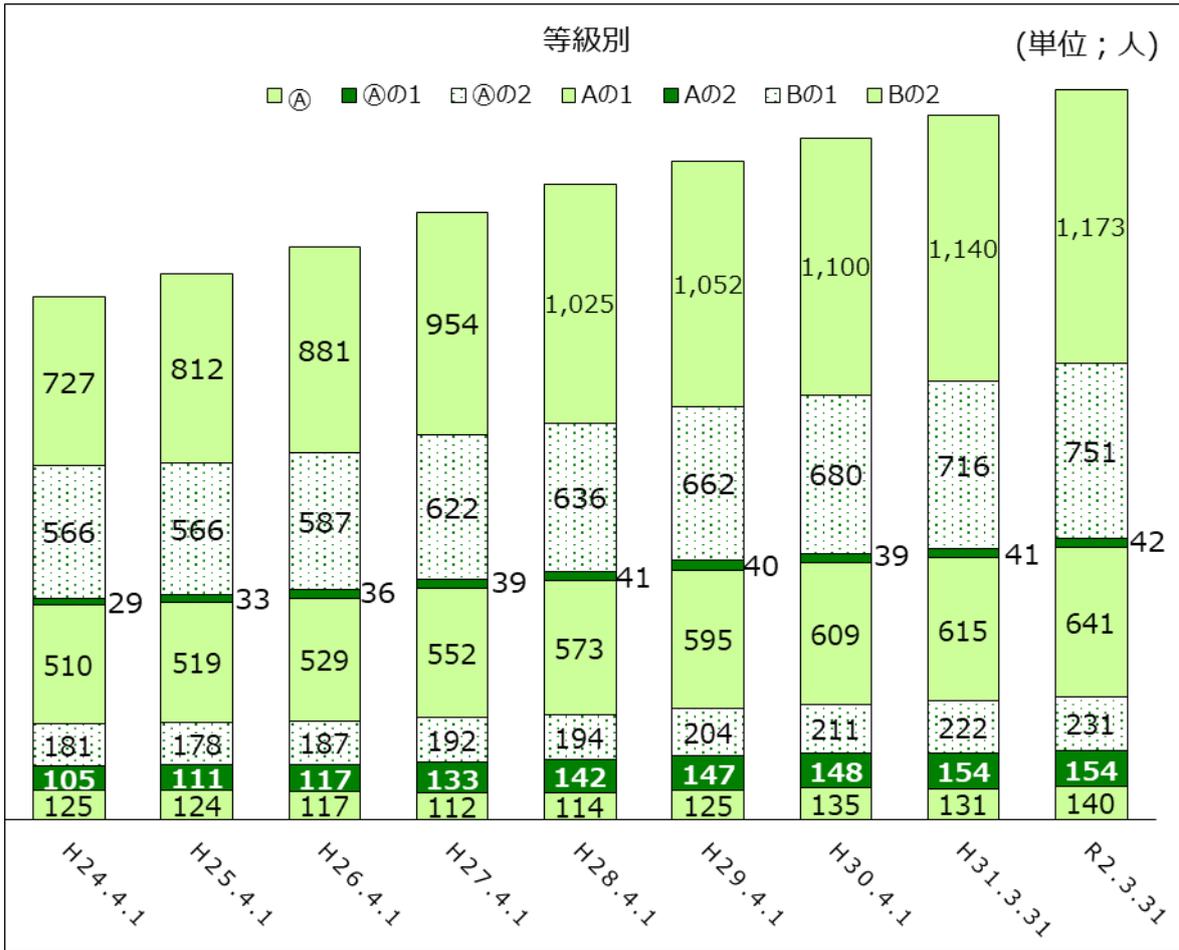


障害部位別

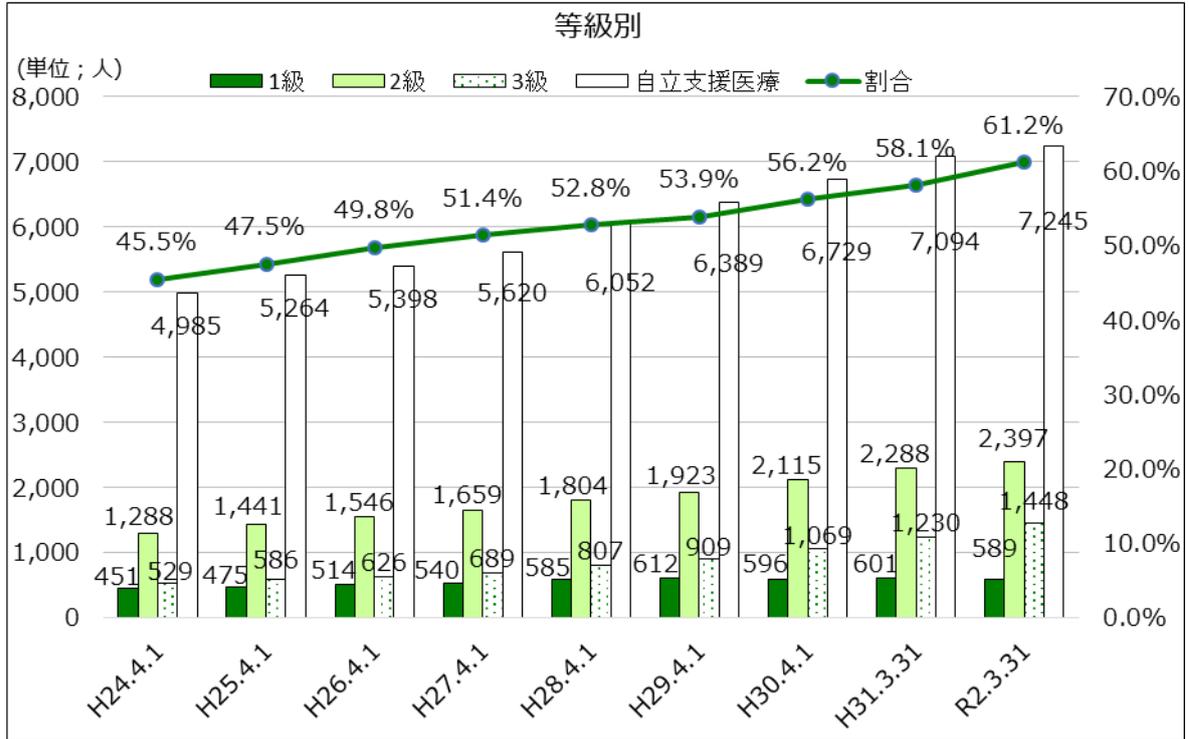
(単位；人)



(4) 本市の療育手帳所持者数

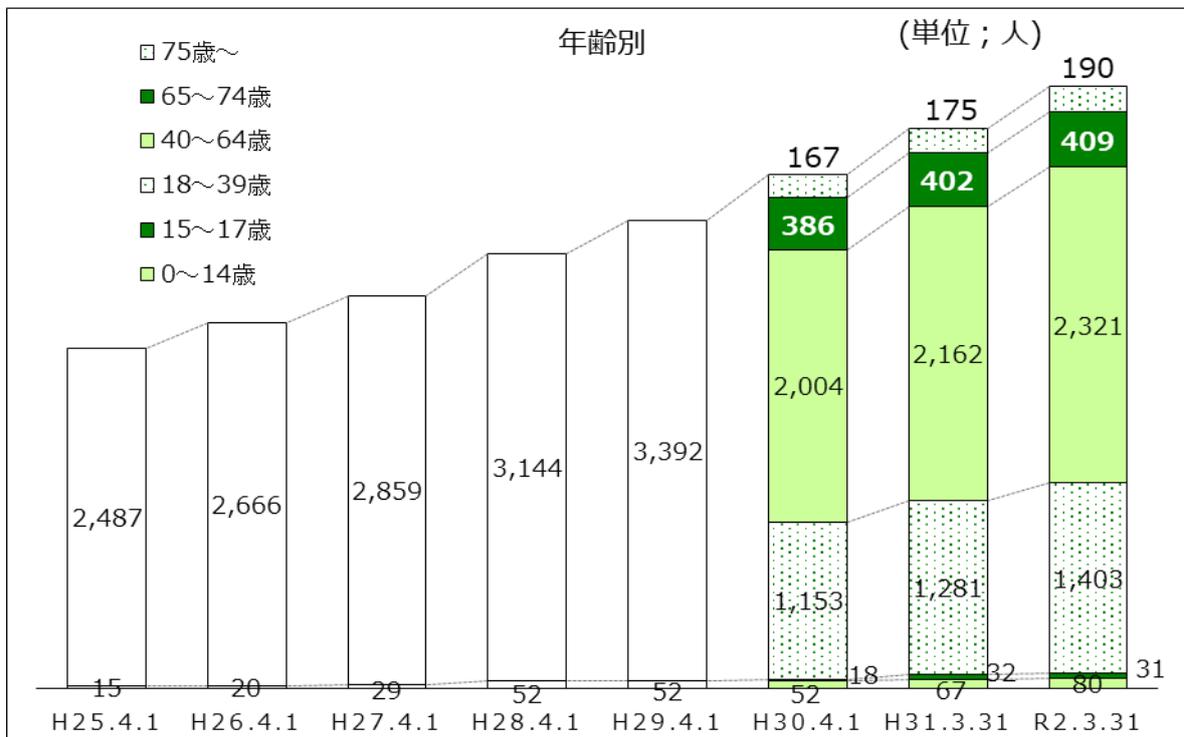


(5) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数



※「自立支援医療」= 自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数。

※「割合」= 自立支援医療(精神通院医療)受給者に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合。



(6) 本市の障害者手帳所持者数の推計

(単位；人)

	H30	H31	R2	R3	R4	R5
障害者手帳所持者数	18,308	18,600	18,921	19,190	19,459	19,728
身体障害者手帳	11,606	11,462	11,355	11,265	11,175	11,085
療育手帳	2,922	3,019	3,132	3,236	3,340	3,444
精神障害者保健福祉手帳	3,780	4,119	4,434	4,689	4,944	5,199

第3節 前計画（第3次いちかわハートフルプラン）の達成状況

第1項 重点施策について

(1) 相談支援・権利擁護体制の充実

	H30実績	R1実績	R2見込
指定特定相談支援事業所*箇所数	33箇所	32箇所	40箇所
基幹相談支援センター*職員による関係会議 への出席種類数・回数（ネットワーク構築）	34種類 166回	49種類 161回	35種類 171回
「障害者虐待防止法」の認知度 （※e-モニターによる結果）	-	-	30.0%
「障害者差別解消法」の認知度 （※e-モニターによる結果）	-	-	40.0%
成年後見報酬助成延べ件数	30件	34件	18件

○指定特定相談支援事業所数は、平成27年度からほぼ横ばいのまま推移しています。介護分野からの事業参入をねらいとして「市川市障がい児・者相談支援ガイドライン研修」を開催するなどしましたが、事業所数増加には至っていません。計画相談支援*の体制整備が引き続き課題となっています。

(2) 就労支援の推進

	H30実績	R1実績	R2見込
一般就労への移行者数	87人	89人	125人
年間一般就労移行率（※）	28.6%	24.7%	46.5%
就労定着支援事業による支援を開始した 時点から1年後の職場定着率（※各年 度の3月末時点）	100%	77.94%	80%以上
就労移行支援事業の利用者数（累計）	1,323人	1,651人	1,062人
市からの業務発注の件数	16件	15件	12件

（※…市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合）

○一般就労への移行者数はやや増加傾向にありますが（厚生労働省や千葉労働局の集計結果でも民間企業の雇用障がい者数は増加傾向）、一般就労移行率は減少傾

向にあることから、「障がい者*の就労は進んでいるものの、それを上回るペースで就労希望者が増えている」と考えられます。就労移行支援等のサービスに加え、今後も「アクセス」などによる一層の就労支援が求められます。

(3) 地域生活の充実

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
地域生活支援拠点等整備数	－	－	1つ
指定一般相談支援事業所*箇所数	12箇所	9箇所	10箇所
入所施設からの地域生活移行者数	19人	21人	19人
精神科病院長期在院者数(※)	239人	198人	215人
市内グループホーム*の定員数	187人	209人	195人

(※…本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数)

- 地域生活支援拠点等の整備については、本市では「面的な体制」の整備を目指し、「相談」と「緊急時の受入れ・対応」の機能の優先的な整備を進めています。令和3年度以降も引き続き必要な機能の充実を進めます。
- 指定一般相談支援事業所箇所数については、平成27年度は7箇所、平成28年度は7箇所、平成29年度は11箇所、平成30年度は12箇所、令和元年度は9箇所でした。
- 精神科病院長期在院者数が減少傾向にあるなど、地域移行は推進されており、グループホーム定員数も増加傾向にあります。今後もグループホームの充実等に取り組んでいく必要があります。

(4) 災害対策の推進

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
避難行動要支援者*名簿の登録者数の増加率(対平成30年度比・障がい分)	3,319人	3,307人	3,485人 (H30年度比5%増)
自治会等への啓発事業回数	3回	3回	4回
総合防災訓練への障害者団体連絡会からの参加	1回	1回	1回

○避難行動要支援者名簿の登録者数は、ほぼ横ばいとなっています。最終的に登録の是非を判断するのはご本人ですが、平常時から避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）に自身のことを知られることに不安を覚える方も多いようです。登録制度をより理解していただけるよう、今後も周知を進めます。

(5) 障がい児支援の推進

	H30実績	R1実績	R2見込
保育所等訪問支援事業延べ訪問回数	32回	73回	150回
地域職員向け研修の参加人数	373人	400人	400人
主に重症心身障がい児*を支援する児童発達支援センター*及び放課後等デイサービス事業所の数	4箇所	4箇所	4箇所
指定障害児相談支援事業所*箇所数	22箇所	22箇所	30箇所

○保育所等訪問支援については、利用者が限られており、今後も制度の周知を図っていく必要があります。

(6) 人材の確保と育成

	H30実績	R1実績	R2見込
障がい児者相談支援ガイドライン研修平均受講者数	72.3人	75.0人	85人
相談支援グループスーパービジョン参加事業所数	31箇所	28箇所	36箇所
市内法人における入職率（※）と離職率（※）の差	1.00ポイント	-1.06ポイント	5ポイント以上

（※… 本市に本部を置く障害福祉サービス等を実施する法人における当該年度の入（離）職者数を在籍職員数で除した割合）

○人材の確保・育成については、研修の実施等による取組を今後も工夫しながら続けていきます。

○入職率と離職率の差については、事業者への調査により数値を算出しましたが、年によって回答数に差があったこともあり、数値にばらつきが見られました。

第2項 市川市障害者計画について

(1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

① 子育て支援

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
保育園巡回相談事業	保育園巡回件数	55 回	70 回	75 回
		48 回	91 回	—

② 学校教育

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
特別支援教育推進事業	市川スマイルプラン* の作成率(※)	2.1%	2.4%	2.7%
		2.3%	2.4%	—

(※… 通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない児童生徒のうち、市川スマイルプランを作成している者の割合)

○市川スマイルプラン(個別の教育支援計画)は、特別支援学級在籍及び通級指導教室で指導を受けている児童生徒については平成30年8月より作成が義務化されました。通常学級に在籍している児童生徒については、保護者からの要望により市川スマイルプランを作成しますが、市川スマイルプランの役割について周知が進んだため、作成率は増加しています。

(2) 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

① 生涯学習

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	手話通訳・要約 筆記の派遣件数	10 件	11 件	12 件
		14 件	6 件	—

② スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障がい者スポーツ事業	障がい者軽スポーツ 教室への参加人数	100 人	100 人	100 人
		131 人	32 人	-

③ 就労支援・雇用促進

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
優先調達推進事業	調達件数	10 件	11 件	12 件
		16 件	15 件	-
就労支援に関わる研 修	開催回数	1 回	1 回	1 回
		1 回	-	-

- 「市主催講座・講演等における合理的配慮の推進」については、庁内各課において独自に予算措置して手話通訳者や要約筆記者等の配置を進めており、障がい者支援課での令和元年度派遣数は6件と減少しました。
- 「障がい者スポーツ事業」については、参加者数が伸びておらず、今後の周知活動の促進が課題となっています。
- 「就労支援に関わる研修」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和元年度は実施しませんでした。

(3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

① 福祉サービス

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
精神障がい等に関 する講演会・研修 会の開催	実施回数/参加 延べ人数	1 回/50 人	2 回/100 人	3 回/150 人
		7 回/204 人	7 回/306 人	-

② コミュニケーション・移動サービス

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
失語症会話パートナー* 派遣事業	会話パートナー派遣	130 人	130 人	130 人
	人数	152 人	162 人	-

- 「精神障がい等に関する講演会・研修会の開催」では、令和元年度に事業者向けに発達障がいの対応についての講義を実施し、多数の参加者が得られました。引き続き講演会・研修会等の取組を進めます。

(4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

① 相談・情報提供

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
相談支援グループスーパービジョン	実施回数/延べ事例提出事業所数	18 回/36 箇所	18 回/36 箇所	18 回/36 箇所
		17 回/31 箇所	14 回/28 箇所	-

② 権利擁護

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度* 利用支援事業	相談実件数 (障がい分) /啓発回数	60 件/10 回	60 件/10 回	60 件/10 回
		36 件/16 回	39 件/15 回	-

- 「相談支援グループスーパービジョン」において困難事例の検討等、計画相談支援の従事者のスキルアップを図りました。今後も内容を工夫しながら引き続き支援の質の向上を図っていきます。なお、令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、開催回数が当初の予定を下回りました。

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

① 健康づくり・予防

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
ゲートキーパー養成研修	研修の開催回数	2 回	2 回	2 回
		2 回	4 回	—

② 医療・リハビリテーション

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	情報交換会の開催回数	2 回	2 回	2 回
		1 回	1 回	—

- 「身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業」において、情報交換会の開催により関係機関の連携の構築を図りました。今後も、障がい者のライフステージの変化に応じ、必要なリハビリテーションが受けられる体制を整備するため、事業者との連携体制を構築していきます。

(6) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

① 福祉のまちづくり

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
新第 1 庁舎整備事業	多機能トイレの設置箇所数	工事中	工事中	7 箇所
		工事中	工事中	—

② 居住環境の整備

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
住まいに関する検討会議の開催	開催回数	2 回	2 回	2 回
		1 回	2 回	—

③ 災害対策・防犯

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
避難行動要支援者対策事業	新制度施行後の名簿登録者数の増加率 (対平成 30 年度比・障がい分)	新制度施行年度の名簿登録者数	3,419 人 (+3%)	3,485 人 (+5%)
			3,319 人	3,307 人

○「住まいに関する検討会議の開催」では、住宅の確保に配慮を必要とする方からの問合せを受ける関係各課間で、情報や課題などの共有を図りました。

○「避難行動要支援者対策事業」については、前述（「第 1 項 重点施策について」の「(4)災害対策の推進」）のとおりです。

(7) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

① 理解促進

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障がいに関する理解啓発事業	開催回数/参加人数	1 回/300 人	1 回/300 人	1 回/300 人
		1 回/450 人	1 回/380 人	-

② 交流の機会・場づくり

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
福祉の店運営支援事業	出店回数	270 回	270 回	270 回
		289 回	256 回	-

③ 人材確保・育成

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障がい児者相談支援ガイドライン研修	平均受講者数	85 人	85 人	85 人
		72.3 人	75.0 人	-

④ ネットワーク形成

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
基幹相談支援センターによるネットワーク構築	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数	34 種類・ 160 回	35 種類・ 166 回	35 種類・ 171 回
		34 種類・ 166 回	49 種類・ 161 回	—

- 「障がいに関する理解啓発事業」（障害者週間* イベントの開催）や「福祉の店運営支援事業」については、ほぼ計画どおり実施しました。今後も障がいについての理解啓発に努めていきます。
- 「障がい児者相談支援ガイドライン研修」は、市川市自立支援協議会* 相談支援部会にて毎年工夫しながら企画・実施しています。今後も引き続き相談支援の担い手の確保・育成を図ります。

第3項 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画について

(1) 成果目標

① 施設入所者の地域生活移行

(ア) 各年度末時点の施設入所支援の決定者数

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
施設入所支援の決定者数	210 人	201 人	197 人	198 人	205 人以下

(イ) 平成 28 年度末時点における施設入所者数 (= 210 人) の 9%以上が令和 2 年度末までに地域生活へ移行したかどうか

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
入所施設からの地域生活移行者数 (累計数)	8 人 (3.8%)	16 人 (7.6%)	19 人 (9.0%)	21 人 (10.0%)	19 人以上 (9.0%)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	-	-	設置	設置	設置
精神科病院長期在院者数 (※)	239 人	264 人	239 人	198 人	215 人以下

(※… 本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して 1 年以上入院している人数)

③ 地域生活支援拠点等の整備

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
地域生活支援拠点等の整備数	-	-	-	-	1 つ

④ 一般就労への移行の促進

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
一般就労への移行者数	83 人	94 人	87 人	89 人	125 人
就労移行支援事業の利用者数 (累計数)	885 人	1,052 人	1,323 人	1,651 人	1,062 人
就労移行率 30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合	66.7%	46.2%	36.4%	27.3%	50%以上
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 (※1)	-	-	100%	77.94%	80%以上
年間一般就労移行率 (※2)	36.7%	-	28.6%	24.7%	46.5%

(※1… 各年度の3月末時点)

(※2… 市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合)

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
児童発達支援センターの整備数	-	-	4 箇所	4 箇所	4 箇所
一月に保育所等訪問支援を利用する児童の数	-	-	2 人/月	5 人/月	6 人/月
重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの数	-	-	4 箇所	4 箇所	4 箇所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	-	-	設置	設置	設置

○成果目標については、多くの項目で達成の見込みですが、主に「④一般就労への移行の促進」において達成が厳しい項目が見られます。「第1項 重点施策について」の「(2)就労支援の推進」でも述べたとおり、「障がい者の就労は進んでいる

ものの、それを上回るペースで就労希望者が増えている」現状があると考えられ、今後も「アクセス」などによる一層の就労支援が求められます。

(2) 障害福祉サービス

(※ 表中「必要な量等」とは、「成果目標を達成するために必要な量等」を表します。)

① 訪問系サービス*

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
居宅介護	513 実人/月 11,215 時間/月	531 実人/月 11,352 時間/月	549 実人/月 11,490 時間/月
	517 実人/月 11,180 時間/月	531 実人/月 10,601 時間/月	—
重度訪問介護	18 実人/月 4,191 時間/月	18 実人/月 4,317 時間/月	18 実人/月 4,447 時間/月
	16 実人/月 3,539 時間/月	21 実人/月 3,837 時間/月	—
同行援護	56 実人/月 1,639 時間/月	56 実人/月 1,671 時間/月	56 実人/月 1,705 時間/月
	64 実人/月 1,662 時間/月	67 実人/月 1,529 時間/月	—
行動援護	11 実人/月 247 時間/月	11 実人/月 257 時間/月	11 実人/月 267 時間/月
	11 実人/月 223 時間/月	10 実人/月 179 時間/月	—
重度障害者等包括支援	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月
	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	—

② 日中活動系サービス*

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
生活介護	727 実人/月 14,330 延人日/月	738 実人/月 14,568 延人日/月	750 実人/月 14,806 延人日/月
	754 実人/月 14,036 延人日/月	768 実人/月 14,230 延人日/月	-
自立訓練(機能訓練)	17 実人/月 153 延人日/月	18 実人/月 161 延人日/月	19 実人/月 169 延人日/月
	6 実人/月 53 延人日/月	3 実人/月 42 延人日/月	-
自立訓練(生活訓練)	84 実人/月 1,141 延人日/月	89 実人/月 1,244 延人日/月	94 実人/月 1,346 延人日/月
	54 実人/月 716 延人日/月	58 実人/月 706 延人日/月	-
就労移行支援	139 実人/月 2,441 延人日/月	140 実人/月 2,548 延人日/月	141 実人/月 2,654 延人日/月
	178 実人/月 2,800 延人日/月	189 実人/月 2,987 延人日/月	-
就労継続支援 A 型 (雇用型)	133 実人/月 2,595 延人日/月	146 実人/月 2,855 延人日/月	161 実人/月 3,140 延人日/月
	139 実人/月 2,533 延人日/月	154 実人/月 2,877 延人日/月	-
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	420 実人/月 7,459 延人日/月	436 実人/月 7,829 延人日/月	453 実人/月 8,199 延人日/月
	428 実人/月 6,978 延人日/月	456 実人/月 7,292 延人日/月	-
就労定着支援	103 実人/月	114 実人/月	125 実人/月
	49 実人/月	72 実人/月	-
療養介護	14 実人/月 432 延人日/月	14 実人/月 445 延人日/月	15 実人/月 457 延人日/月
	15 実人/月 453 延人日/月	16 実人/月 483 延人日/月	-

短期入所(福祉型)	170 実人/月 849 延人日/月	187 実人/月 888 延人日/月	205 実人/月 927 延人日/月
	172 実人/月 1,061 延人日/月	182 実人/月 1,142 延人日/月	-
短期入所(医療型)	1 実人/月 7 延人日/月	1 実人/月 8 延人日/月	1 実人/月 9 延人日/月
	3 実人/月 13 延人日/月	2 実人/月 10 延人日/月	-

③ 居住系サービス*

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
自立生活援助	9 実人/月	12 実人/月	16 実人/月
	6 実人/月	9 実人/月	-
共同生活援助	237 実人/月	253 実人/月	269 実人/月
	252 実人/月	267 実人/月	-
施設入所支援	208 実人/月	207 実人/月	205 実人/月
	194 実人/月	194 実人/月	-

- 障害福祉サービス費全体では、支出件数、支出額ともに年々増加傾向にあります。今後も、必要とする方へ必要なサービスの支給決定を行っていきます。

(3) 相談支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
計画相談支援	545 実人/月	585 実人/月	625 実人/月
	645 実人/月	573 実人/月	-
地域移行支援*	5 実人/月	5 実人/月	5 実人/月
	4 実人/月	4 実人/月	-
地域定着支援*	39 実人/月	39 実人/月	39 実人/月
	24 実人/月	24 実人/月	-

- 計画相談支援については、事業者数が依然として横ばいの状況です。今後も人材確保や質の向上に向けた取組が必要です。

(4) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

② 自発的活動支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

③ 相談支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 箇所	3 箇所	—
基幹相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	2 箇所	2 箇所	—
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
	実施	実施	—

④ 成年後見制度利用支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度利用支援事業	実利用者 15 人	実利用者 16 人	実利用者 18 人
	実利用者 30 人	実利用者 34 人	—

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

⑥ 意思疎通支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	947 延利用人/年	994 延利用人/年	1,044 延利用人/年
	109 実利用人/年	115 実利用人/年	120 実利用人/年
	973 延利用人/年	871 延利用人/年	—
	123 実利用人/年	143 実利用人/年	—
手話通訳者設置事業	設置人数 4 人	設置人数 4 人	設置人数 4 人
	設置人数 3 人	設置人数 3 人	—

(※ 「設置人数」は職員数。日々の配置数は1日当たり2～3人。)

⑦ 日常生活用具給付等事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
介護訓練支援用具	年間延給付 44 件	年間延給付 44 件	年間延給付 50 件
	年間延給付 30 件	年間延給付 10 件	—
自立生活支援用具	年間延給付 59 件	年間延給付 59 件	年間延給付 58 件
	年間延給付 53 件	年間延給付 46 件	—
在宅療養等支援用具	年間延給付 47 件	年間延給付 47 件	年間延給付 48 件
	年間延給付 36 件	年間延給付 50 件	—
情報・意思疎通支援用具	年間延給付 62 件	年間延給付 62 件	年間延給付 65 件
	年間延給付 88 件	年間延給付 139 件	—
排泄管理支援用具	年間延給付 6,934 件	年間延給付 6,934 件	年間延給付 7,019 件
	年間延給付 7,516 件 (実人数 711 人)	年間延給付 7,855 件 (実人数 729 人)	—
住宅改修費	年間延給付 9 件	年間延給付 9 件	年間延給付 9 件
	年間延給付 5 件	年間延給付 5 件	—

(※ 「実人数」は、その年度中に一度でも給付を受けたことがある者の数。)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者 13 人	実講習修了者 13 人	実講習修了者 13 人
	実講習修了者 11 人	実講習修了者 22 人	—

⑨ 移動支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
移動支援事業	80 箇所	81 箇所	83 箇所
	582 実人/年	586 実人/年	590 実人/年
	延利用 55,361 時間/年	延利用 55,883 時間/年	延利用 56,406 時間/年
	85 箇所	88 箇所	—
	563 実人/年	584 実人/年	
	延利用 55,681 時間/年	延利用 54,863 時間/年	

⑩ 地域活動支援センター

	単位	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
地域活動支援センターⅠ型	箇所	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人
	平均実利用人/日	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	—
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1 箇所・8 人	1 箇所・9 人	1 箇所・10 人
	平均実利用人/日	1 箇所・6 人	1 箇所・5 人	—
地域活動支援センターⅢ型	箇所	8 箇所・60 人	8 箇所・60 人	8 箇所・60 人
	平均実利用人/日	9 箇所・65 人	9 箇所・60 人	—

○成年後見制度の利用は、着実に増加しており、今後も必要な方が制度を利用できるように取組を進めていく必要があります。

○日常生活用具給付等事業については、平成 31 年度からは人工鼻を、令和 2 年度からは人工内耳体外器を給付対象に加えました。

(5) 障害児相談支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害児相談支援	124 実人/月	162 実人/月	200 実人/月
	97 実人/月	63 実人/月	-

- 指定障害児相談支援事業所数は、指定特定相談支援事業所数と同様、ほぼ横ばいとなっています。

(6) 障害児通所支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
児童発達支援	289 実人/月 3,276 延人日/月	308 実人/月 3,717 延人日/月	326 実人/月 4,157 延人日/月
	353 実人/月 3,148 延人日/月	302 実人/月 3,398 延人日/月	-
医療型児童発達支援	27 実人/月 248 延人日/月	27 実人/月 260 延人日/月	27 実人/月 271 延人日/月
	16 実人/月 98 延人日/月	13 実人/月 98 延人日/月	-
放課後等デイサービス	660 実人/月 5,817 延人日/月	733 実人/月 6,657 延人日/月	806 実人/月 7,497 延人日/月
	806 実人/月 7,862 延人日/月	724 実人/月 8,187 延人日/月	-
保育所等訪問支援	11 実人/月 22 延人日/月	16 実人/月 32 延人日/月	20 実人/月 40 延人日/月
	2 実人/月 4 延人日/月	5 実人/月 6 延人日/月	-
居宅訪問型児童発達支援	1 実人/月 4 延人日/月	1 実人/月 8 延人日/月	3 実人/月 12 延人日/月
	0 実人/月 0 延人日/月	0 実人/月 0 延人日/月	-

- 「第1項 重点施策について」の「(5)障がい児支援の推進」でも触れましたが、保育所等訪問支援については、利用者が限られており、今後も制度の周知を図っていく必要があります。

第4節 障がい者福祉に対する市民の意識

平成28年度に実施した「障がいのある方々の暮らしと福祉の意識調査」の結果については、次のとおりまとめました。

(1) 生活環境についてのニーズ

① 経済の安定と医療、情報が確保され災害時も安心なまちづくりが求められている

○“暮らしに困らないだけの収入があること”、“災害の情報が確保され安全に避難できること”、“費用の心配をせずに必要な医療を受けられること”についてニーズが高い傾向が見られました。

○情報については、災害にとどまらず、日常生活のなかで自分に必要な情報が確保できることも、高次脳機能障がい*、聴覚・平衡機能障がい、難病*のある市民でニーズが高い結果となっています。

② 就労機会の充実と定着への支援が求められている

○特に知的障がい、精神障がいのある方では、“様々な職場が選べること”、“障がいのある人もない人も同じように評価されること”、“必要な技術や知識を学ぶ場があること”など、職場・職業能力に関する事柄について、関心が高くなっています。

○障がいのある方の就労状況については、身体障がいのある方でも、20～59歳の層でおよそ半数程度でした。知的障がいのある方では、20～49歳の層で、福祉施設で働く割合が4割程度、一般就労は2～3割であり、精神障がいのある方では、20～39歳の層で、福祉施設で働く割合が1割程度、一般就労で3～4割となっています。

○知的障がいのある方では、生活環境の要素として、仕事や趣味、仲間と過ごす時間があることへのニーズが高く、就労機会においても、仲間と一緒に働ける福祉施設を希望される方が多くなっています。

(2) 福祉サービスについて

① 生活支援、日中活動の場に対する利用意向が高い

- 身体障がいのある市民では、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付・貸出しなどのほか、自立訓練や居宅介護の利用が高くなっています。
- 知的障がいのある市民では、レスパイトサービス*や移動支援などの介護者の負担軽減につながるサービス、福祉施設における自立や職業技術の訓練などの本人の日中活動サービスが現在よく利用されており、今後の利用希望も高くなっています。
- グループホーム、ショートステイ*については、今後の利用希望が高く、住まいの確保と介護者支援のサービスの充実が求められています。
- 精神障がいのある方においては、相談窓口・ケースワーカーが現在よく利用されているとともに、今後の利用意向も高く、一層の充実が求められています。

(3) 権利、社会の理解について

① いじめや差別などの問題解決には、相談の充実、社会の理解が重要とされている

- 障がいのある方のおよそ2割は、障がいのために仕事や就職をあきらめたり我慢したりしたことがあり、およそ1割の方が、異性との付き合いや結婚についても妥協の経験があると回答しています。
- 権利が奪われたと感じることとして、障がいを理由とするいじめや差別、入学や入社拒否、施設への入所・入院の強制などが挙げられています。
- こうした問題の解決のために、障がいのある方のおよそ6割が、助言してくれる相談窓口や法的な相談などの充実を求めているほか、必要に応じて調査や指導を行う制度の充実などを必要としています。また、障がいのある方のおよそ2割が、障がい者の権利についての社会意識を高めることを求めています。

(4) 市民の関心について

① 障害者手帳を所持しない方の障がい者福祉に対する関心は相対的に低く、障がい者支援の活動に参加したことがある割合は3割程度

- 16歳以上の障害者手帳を所持しない市民500人を対象にした意識調査の結果によれば、健康・福祉の分野において関心のある領域として、障がい者の福祉

を挙げる割合は少なく、また、近所付き合いや学校、職場などで障がい者と何らかの関わりのある市民の割合も低い傾向が見られます。

- 障がい者を支援する活動経験のある方の割合は3割程度ありましたが、その多くは募金への協力であって、直接のコミュニケーションが必要となる活動（福祉施設の催しへの協力、交流活動への参加、介助などの活動）を経験したことがある方は5%前後にとどまっています。
- また、困っている障がい者に対して“積極的に声をかけて手助けするようにしている”と回答した方は全体の2割程度であり、市民の多くは、“これまでにそうした機会はない”、又は、“求められれば手助けする”としています。ただし、障がい者支援活動の経験のある方は、困っている障がい者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている割合が高く、実際にふれ合う場や機会があることが理解や助け合いの意識の醸成にとって有効であることが示されています。

(5) ノーマライゼーション*の実現について

- ① 働く場、社会の理解についての必要性は、障がいの有無に関わらず重視されている

○障がいのある方からは、就業や教育の場から医療、住まい、社会の理解や交流、手当にいたるまで、多岐に渡る取組がまんべんなく行われることが重要とされています。なかでも、“働く場を増やすこと”、“安心して相談できるところを増やす”、“障がい者を手助けする人材を育成すること”、“障がい者に対する市民の理解を深める”などが上位に挙げられています。

○障害者手帳を所持しない方においては、“働く場を増やすこと”、“子どもたちが障がい者について学んだりする機会を増やすこと”、“介助している人を助けるサービス”、“まちのバリアフリー化”などが重視されています。特にバリアフリー化の問題点としては、物理的な面では歩道や公共交通機関の使いにくさ、社会的な面では障がい者の雇用に関わる企業や役所の取組の不足、障がいのある児童のための学校や指導者の不足、心理的な面では無関心、心ない言葉や態度が挙げられています。

- 回答者の多くが介助者の知的障がい者では、「親としては自立を望んでおり、そのためには社会の理解が不可欠だと思っているが、現実がそうっていない」といった意識がうかがえます。
- 回答者の多くが本人の精神障がい者では、「自立したいが、健康状態（病状）や対人関係に自信がなく、社会との付き合いにも積極的になりにくい」といった意識が見られます。
- 障害者手帳を所持しない方では、全般的に障がい者福祉に対する関心は未だ高くなく、この設問でも“働く場を増やす”、“子どもの教育機会”、“バリアフリー化”などが上位にあり、障がいのある方の生活に対してやや実感が薄いことがうかがわれます。

第5節 障がい児福祉に対する市民の意識

平成29年7～8月に実施した「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」の結果については、次のとおりです。

(1) 児童発達支援

- 「支援時間が短い」ことによる不満が多く寄せられました。「個別での支援が中心の事業所ではサービス提供が1～2時間程度」、「その他の事業所であっても共働きの両親にとっては利用時間が短い」ことなどが理由として考えられます。

(2) 放課後等デイサービス

- 「専門の職員がいない」という不満が最も多くなっています。また、「支援時間が短い」という不満が多かったのは、共働き家庭の増加が一因と考えられます。
- 「希望する事業所を利用できない」という不満については、放課後等デイサービスで行われている支援内容が多種多様であるために、一部の事業所に利用希望が集中してしまうことなどが要因ではないかと考えられます。

(3) 保育所等訪問支援

- 保育所等訪問支援は、障がいの有無に関わらず子どもの地域での成長を支援する上で重要な事業ですが、市内には事業所が3箇所しかないことや、事業の難しさ、利用者や関係機関への周知不足により、利用が進まない現状があると思われま

(4) 障害児相談支援

- 障害児相談支援の周知不足などが不満の理由と考えられます。保護者の心配ごとや悩みを相談支援専門員*と共有し、解決方法を共に考えながら、子どもの成長を考えた障害児支援利用計画*を作成することは、障がい児とその保護者にとって大きなメリットであると考えられます。「受給者証の発行に時間はかかるが、代わりに得られるメリットがある」といった点などについての周知が必要です。

第 6 節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第 4 次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和 2 年 3 月から 4 月にかけて、市内の障がい者団体に文書にてヒアリングを行いました。

また、同様に、令和 2 年 5 月から 6 月にかけて、市川市自立支援協議会に対しても、文書にてヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねしました。

頂いた回答については、次のとおり整理しました。

また、各項目の末尾に、囲み線で意見の総括を掲載しました。

(1) 災害対策等

○台風等による災害が生じ得ることは予測できることであるものの、医療的ケア児*が避難所に避難するに当たり、避難所において電力の確保がままならない。また、避難所に比べて福祉避難所*の開設が遅い。

○避難所のバリアフリー化や多機能トイレの整備が十分ではない。オストメイト*はトイレの使用時間がどうしても長くなりがちで、災害時にオストメイトばかりが長時間トイレを占有するわけにもいかない。

○万が一災害時にオストメイトが装具等を携帯していない場合のために、装具等の備蓄も検討してほしい。また、オストメイトに限らず、薬の備蓄も検討してほしい。

○避難行動要支援者名簿の整備と、その活用のための訓練が必要。

○災害時に遠隔手話通訳のシステムが必要。

○災害時における障がい者への対応についてのマニュアルがないのではないか。

○障がい者であっても、保護される側の立場だけではなく、自分で自分の命を守ることを考えるよう周知が必要。

○昨年の台風被害をきっかけに、障がい者やその家族等の災害等に対する漠然とした不安が募っているように感じる。障がい者やその家族等に対する市の災害対策等に関する情報の周知に取り組んでほしい。

- 一定規模の災害等が発生し、一定期間継続した対策が必要となる場合に、災害や被災状況の規模にもよるが、地域の事情をよく知る支援者のネットワーク等を活用した簡易な形の DWAT のような支援チームの形成について検討してほしい。
- 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出された際に、国や千葉県からは休業要請が出ていない（事業継続を求められている）市内の児童福祉に関する公的機関や福祉施設等の一斉休園が実施されたが、長期間にわたる休園による効果性とデメリットに関する意見と報告もされている。今後第二波への懸念や将来の新たな感染症対策の必要性も想定されることから、緊急事態宣言等が発出されるような状況における、市内の児童福祉関係機関等の運営のあり方について、地域全体で協議する機会や場の設置を検討してほしい。
- 例えば、介護する親が新型コロナウイルスに感染した場合、その子である障がい者は濃厚接触者となってしまうため、受入れ先がないのではないかと。地域における対応体制の整備について児童相談所も含めた検討に取り組んで欲しい。

<総括>

豪雨・台風による災害が頻発する中で、障がい者やその家族等に寄り添う避難所や避難のあり方が改めて問われています。特に、近年は水害なども広範囲に被害が及ぶ傾向が高く、行政による対策に加え、地域のネットワークを活かした支援策の必要性も指摘されています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、感染症対策が社会生活の様々な面で求められることを社会全体に突きつけたものと捉えられます。社会経済活動が一般的に自粛を求められる中で、障害福祉サービスの事業の継続が求められます。障がい者を取り巻く支援の形を最大限確保するためには、今般の経験を踏まえた関係者の一層の連携協力体制の構築が不可欠と言えます。

(2) 障がい者やその家族の高齢化

- 知的障がい者の場合、その暮らしを支える中心となる者は親であるが、両者ともが高齢化している家庭が多く、親が亡くなった後の暮らし（特に夜の暮らし）の支援が不足している。
- 8050 問題への対処のために 50 歳以上の障がい者のセルフプラン*率ゼロを数値目標にすべき。市の裁量で全員に相談支援専門員をつけられるようにすべき。

- 入所施設においても高齢化は顕著で、現状の施設の環境では対応が難しいケースもある。入所施設は介護保険適用除外となっているが、ご本人や家族の希望に沿った高齢者サービスへの移行についての仕組の構築や対応が必要。
- 障がいのある方とその家族が、当事者の一人暮らしや家族との同居生活を安心して継続していくための支援体制を整備してほしい。
- 今後、障がいのある方の高齢化が進んでいくことが予想される。介護サービスの提供だけでなく、高齢の障がいのある方の生活作りや生きがい創出の支援体制の整備に取り組んでほしい。

<総括>

令和3年度施行の改正社会福祉法は、介護サービスと障害福祉サービスの連続性に着目しています。人の一生という視点から福祉サービスの再構築を図るほか、地域共生社会*の実現に向かおうとする流れがあり、地域での暮らしの長期的な安心につながるシステムが求められます。

(3) 地域生活支援拠点等

- 精神障がい者にも対応できる地域生活支援拠点等の計画が進んでいない。
- 入院中の人でも利用できる模擬生活体験の場のような、地域生活を体験できる場を作るため、医療関係者も交えた検討の場の設置を検討してもらいたい。

(4) 引きこもり

- 引きこもりがちな方への支援が不足している。

(5) 見守り等

- 地域で孤立している人や支援につながりにくい人の見守り支援や居場所作りの体制整備に取り組んでほしい。

(6) 障がいについての理解、教育

- 小中学校における障がいの理解を深める取組が必要。
- 発達障がい*がある子どもの学校での生活は、苦勞が伴う。子ども同士でのいじめは、ときに非常に酷なものになる。
- 精神障がいに対する教育（特に義務教育段階からの教育）がまだ不足している。

- 障がいの状態は様々で個人差があるが、市民の理解が十分ではない。
- 根強い偏見や無知によるマイナス評価をされ、就職できない、結婚できない。
- 精神障がいに対する理解がまだ不足している。
- 地域共生社会に向けて、障がいへの正しい理解を地域全体で共有する場や仕組みがあるとよい。
- 障がいのある方や支援を必要とする方が、いわれのない非難や中傷を受けることがある。市民や民間事業者の人たちに対する、障がいのある方や支援が必要な方たちに関する正しい理解を促す取組について、積極的・継続的に取り組んでほしい。

<総括>

多様性を認め合う社会の実現に向けた取組を学校教育から取り入れるなどの必要性が指摘されています。地域共生社会の実現に向け、障がい特性の理解や合理的配慮の提供をより一層促進していく必要があります。

(7) 合理的配慮

- 市主催講演会等における手話通訳や要約筆記等の障がい者に対する配慮が引き続き必要。
- 公民館に要約筆記者が使用する OHC とプロジェクターの設置が必要。
- 選挙権を有する知的障がいのある方が、選挙投票に関する情報を入手しやすくしたり、投票行動に取り組みやすくしたりする支援を整備してほしい。また、知的障がいのある方に投票に必要な情報が分かりやすく提示されるようにしてほしい。
- 合理的配慮が法的義務になっている機関等において、必要な配慮の提供が十分ではないことがあるようなので、合理的配慮の提供徹底と提供内容の拡大に取り組んでほしい。
- 合理的配慮が努力義務となっている民間事業者に対して、合理的配慮の提供が促進されるように取り組んでほしい。

<総括>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」の順守、一層の周知が求められます。

(8) バリアフリー

- 公共施設等のバリアフリースイートイレ（オストメイト用トイレ）の増設が必要。一般のトイレの場合、オストメイトが使用するには、床に膝をつくなどしないといけない。
- バリアフリースイートイレが障がい者にとって使いやすいものとなっているかの、当事者の目線を入れての検証が必要。

<総括>

有形無形のバリア（障壁）を一つ一つなくしていくための取組の必要性が指摘されています。

(9) 意思疎通支援

- 公共施設、各事業所、基幹相談支援センター、地域包括支援センター*等で利用できるような遠隔手話通訳システムの導入が必要。
- 夜間や緊急時の24時間体制の遠隔手話通訳体制が必要。
- 失語症者向け意思疎通支援者の移動支援事業者が少ない。
- 聞こえにくくなっている方への対応を学ぶため、民生委員*の聞こえのサポーター講座の受講が必要。

<総括>

加齢による視聴覚の衰えは誰にでも起こり得るものであることを踏まえ、意思疎通支援の大切さを社会全体で共有することが求められています。

(10) 障がい者の就労

- 失語症は、コミュニケーションの障がいなので、他の障がい者と比較しても職場等への社会復帰が困難。
- ADHDなどの発達障がいがある方が就労するに当たっては、本人の個性や障がい特性を会社側が理解することが必要で、あらかじめ会社側に説明もした上で就労するのだが、現実的にはなかなかうまくいかない。会社側と本人との間で長い目で見てコーディネートをするような支援（例えば就労定着支援のさらなる充実）があるとよい。
- 知的な遅れが軽度の場合でも、発達にはばらつきがあるため、本人にとって無理なことをさせてしまうなど、福祉的就労が難しい場合が多くある。かと言って、

障がいについて理解があり作業も充実している就労継続支援 B 型事業所を希望したとしても、アセスメントを受けなければならない。

- 高機能自閉症の人は、就労先で対人関係がうまく築けなかったり、そのために二次障がいを起こして心療内科に通院している方がいる。
- 特別支援学校*卒業後の働き先の確保が課題。
- 障がい者の就労の促進に関しては、就職者数よりも、先の就職を見据えた支援を行っていくことが重要。
- 今後高齢化が進むに当たり、定年を迎える方が増えるが、まだ働ける障がい者の働き口を福祉サービス以外で探していく必要があるのではないか。
- 平均工賃や短時間利用などを踏まえ、就労継続支援 B 型の新しいあり方についても検討が必要。
- 市川市のチャレンジオフィスについて、国や県では直接の雇用も進んでいるが、このままでよいのか、議論が必要ではないか。

(11) 支援人材の質と量

- 精神障がい者に十分対応できる指定特定相談支援事業者*が、事業所数、人材の質ともに十分でない（報酬の額が十分ではない）。
- 精神障がいに対する支援人材がまだ不足している。
- 相談支援専門員が不足している。特に、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が少ない。そのため、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者*が少なく、サービス等利用計画案*・障害児支援利用計画案*の作成を依頼しても断られることがある。
- 報酬の額の低さにより、事業所数が年々減少しているサービスがある。
- 医療的ケア児向けの放課後等デイサービスや施設が極端に少ないが、その要因として看護師の不足を挙げる事業所が多い（ただ、常日頃から対象児童の日常を把握できるように施設巡回等で情報交換できる環境が望ましく、市が看護師を確保してステーション化する等がよい）。また、医療的ケアに携われるような手技の講習も少ない。
- 医療従事者、介護従事者等の多職種間での連携が必要。
- どの事業者も、職員を募集しても応募が来ないと言っている。

- 直接処遇職員の確保については入所施設においても大きな課題となっている。特に新卒の採用についてはほとんど応募がない状況。
- 要約筆記者の高齢化が進んでいるため、今後、派遣体制が維持できなくなる可能性がある（市の養成講座の実施が必要）。
- 相談支援専門員は、他業務との兼務者が多く、不足している。事業者としても、何らかの報酬につながらないと、増やすことは難しいのではないかと。
- 相談件数を増やすこと、相談支援専門員を増やすことが必要だと思うが、兼務の場合はなかなか対応が難しい。
- 障がい福祉に関わる人材確保について、市川市として確保数を上げる取組と増数を可視化してほしい。
- 相談支援専門員の質の向上、相談に関する知識や技術について共有する場が必要。ガイドライン研修の継続、行政との連携、集団指導の実施など。

<総括>

特に相談支援・医療面での人材確保が急務との指摘が多くみられます。人材育成のためのバックアップによる質・量双方の底上げが求められています。

(12) 相談支援

- いわゆるセルフプランの方について、喫緊で計画相談支援が必要な方へ支援が必要ではないか。例えば、一つの事業所のみ利用している方は、その事業所のサービス管理責任者がセルフプラン作成の援助をするなど。
- 特に障がい児については、セルフプラン率が高い。
- 基幹相談支援センターの業務の整理と、重層的な相談支援体制の確立が必要ではないか。
- 指定特定相談支援事業所の増加、特に相談支援専門員（中でも専従の相談支援専門員）の数が伸び悩む中、人口49万人規模の相談支援体制の強化、充実のため、基幹相談支援だけでなく、委託による相談支援も検討を進めてもらいたい。
- 障がいの相談に関わらず、何か困ったことがあったときの相談窓口が分かりにくいという声は少なくない。国は全世代包括型の社会保障体制を整備していくとしているが、地域単位で福祉総合相談窓口を設置するワンストップ体制の整備を検討してほしい。

<総括>

継続的な支援・サポートには相談支援は不可欠であり、セルフプラン作成においても客観的な視点からのサポートは必要です。相談支援体制の一層の充実が求められています。

(13) 権利擁護

- 成年後見制度は、費用がかかること、信頼できる人に頼めるか分からない等の不安要素がある。
- 障がいのある方にとって、後見人等への報酬は高額であることから、利用が進まないと思われる。報酬についての市の単独の助成などを検討してほしい。
- 市民後見人*の養成の充実や、様々な機関との連携のもと、障がい特性を理解できる後見人等を多数養成してほしい。
- 成年後見制度利用促進基本計画*の中にある「地域連携ネットワーク」、「中核機関」の整備が進むよう、市川市社会福祉協議会*と連携し、裁判所とも関係を作って、推進してほしい。
- 権利擁護・虐待防止研修が現場に活かされる工夫をしてほしい。虐待認定されなかった事案についても対応や支援が必要。また、県の条例における広域専門相談員や地域相談員の活用も再考すべき。

(14) グループホーム

- グループホーム（特に、自閉症の方、重度障がいの方、行動障がいがある方、高齢の障がい者への対応に特化したグループホーム）が必要。
- 軽度の方対象のグループホームは増えているが、重度の障がいの方対象のグループホームは未だ少ない。
- 知的障がいについて「グループホーム等入居検討会」が活用できていない。また、それに伴って入居待機者が増えている。入居できるような仕組の整備を考えなければならないのではないか。
- 特に医療面のフォローや連携の取れる、夜間の支援体制がある、重い精神障がいの方にも対応できるグループホームの検討を進めてほしい。
- 一人暮らしや家族との同居が困難な方のために、グループホーム等の生活の場の整備を進めてほしい。

<総括>

グループホームは障がい者の自立や地域との接点としてなど今後ますます必要性・重要性が高まることが予想されます。障がいの種別や程度に応じたグループホームをバランスよく整備することが求められます。

(15) 通所施設・入所施設

- 施設が少ない。入所待ちが続くと家族はどんどん疲弊する。
- 身体障がい者の日中活動の場や短期入所先の確保が必要ではないか。
- 医療的ケア児の受け入れが可能な短期入所施設が非常に少ない。特に看護師の配置が困難。
- 短期入所事業について、市内には一定数の事業所数と定員数があるものの、利用者からは利便性の悪さを指摘する声が多いように感じている。事業所と利用者双方の事情の違いがあると思われるが、市内にある短期入所事業の支援が効果的に活用されるための対策検討に取り組んでほしい。

(16) 地域生活支援事業

- 移動支援の充実を。個々のニーズに合わせた利用について、柔軟な対応ができるといい。
- 障がいのある方の通勤や通学の際の移動の支援ニーズは少なくないように感じている。当事者や通勤通学先の事情に応じて、柔軟に支援やサービスが提供されるように取り組んでほしい。
- 重症心身障がいのある方や医療的ケアが必要な方の移動に当たっては、福祉車両の配車や看護職員の同行等が必要なことから、移動に際する支援の提供が困難になりやすい。支援サービスを提供する事業所に対して、車両や人材の配置に対する公的支援の検討に取り組んでほしい。

(17) 医療

- 自分の住む地域にてんかんの専門医がない、遠くて通えない。車を運転できず、患者と母だけでは連れて行けない。
- 失語症者は、これまで、医療分野でのリハビリが終了した後は、地域で行政等からの支援を受けることはほとんどなく、家族がすべての支援を担っている。

○医療機関との連携の強化が必要。

(18) 児童への支援

○知的障がいを伴う自閉症児に対しては、学校教育や放課後の過ごし方などの面で支援を受けることができているが、知的な遅れがない児童は、つらい学校生活を送っている。障がい特性の理解が得られ、一人ひとりが安心して学べる環境の整備が必要。

○発達障害者支援センター*の福祉圏域又は市町村レベルでの設置。

○仕事があるために特別支援学校への登下校の送り迎えが難しいと保護者から相談されたが、福祉サービスがなかなか見つからず、やっと見付き、後は保護者が連絡するのみというところまで来たものの、最終的に保護者が連絡できずに流れてしまった。このような手続を実働する機関や人材が不足している。

○保護者の養育能力に課題がある場合がある。

○保護者の養育力、養育状況の把握や支援。保護者も障がいがあり、何らかの支援が必要な状況でも、本人からはその意識があまりなく、発信できない状況等。

○明らかに発達に課題があるにもかかわらず、保護者が発達センターや特別支援学校、医療機関などにつながりたがらないケースがある。例えば、医療的ケアを要するお子さんでも、知的にはボーダーであり、本来なら早期発見・早期療育でスマイルプランにつなげていくことが望ましいと保育士や関係者が感じていても、保護者の受容が難しい。

○国は、障がい児支援の理念として「インクルージョン*の推進と合理的配慮」を挙げていて、現在では社会全体で概ね共感、共有される理念となっていると思う。その理念の実現のためには、障がいの有無で支援を切り分けるのではなく、子ども世代を包括した支援体制を整備することが必要。市川市における地域の子ども世代包括型の支援体制の整備を目指してほしい。

○子育て支援施策である「子育て世代包括支援センター*」「利用者支援事業」と、障がい児支援施策である「児童発達支援センター」「障害児相談支援事業*」との連携体制を整備する具体的な取組に着手してほしい。国の在り方検討会では、子育て支援施策との連携体制によるワンストップ体制の整備と、障がい児支援施策の役割強化（専門化）を提案している。

- 障がいのある子の早期診断（発見）については、専門家の間にも多様な意見があり、技術的にも制約がある。まずは、障がいの有無にかかわらず、子育てにおける困りごとの早期発見と早期対応のための体制整備に取り組んでほしい。
- 支援が必要な子どもの地域課題について、子育て支援施策と障がい児支援施策が共有し協働して対応していく体制が必要。市川市子ども・子育て会議*と市川市自立支援協議会こども部会の連携強化と活性化に向けた取組に着手してほしい。
- 子ども食堂が増加する一方で、様々な課題も指摘され始めている。子ども食堂を利用する子どもの中に、障がいがある等の支援が必要な子どもが発見された際には、スムーズに必要な支援につながるためのネットワーク作りや体制整備に取り組んでほしい。
- 国では放課後保育クラブ*での放課後等デイサービスの事業設置を促進するための施策を整備している。放課後保育クラブには、障がいのある子どもや支援が必要な子ども、放課後等デイサービスを併用する子どもが在籍していることから、放課後保育クラブの受入れ体制の拡充を図るための施策活用を検討してほしい。
- 障がいの有無にかかわらず、親同士の支え合う関係が希薄になってきている印象がある。親同士の交流機会やピアカウンセリング*等が提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
- 帰国子女の子や外国籍の子等、日本語が不自由な子どもや家族が増えている印象がある。日本語が不自由であることが、子どもと家族の二次的な障がいに至らないようにするための支援体制を整備してほしい。
- 児童養護施設*や児童自立支援施設*には相当数の障がいのある子が入所していることが報告されている。施設入所している子どもは、18歳を過ぎて施設を退所すると、保護者が居住する住所地がその子どもの福祉の実施主体となるが、施設退所後の生活作りにおいて家族の協力を得にくいケースも多いので、施設を退所した後に円滑に地域生活に移行できるための体制整備をしてほしい。
- 福祉型障害児入所施設*には、18歳を過ぎた子どもが入所期間を延長できる経過的な措置があったが、今のところ令和3年3月をもって終了となる見込み。障害児入所施設*の子どもの家庭復帰は困難な場合がほとんどなので、施設退所後のスムーズな地域生活への移行ができるための体制整備に取り組んでほしい。
- 子どもが施設に在所している時点から、市川市と児童相談所と入所先施設との定期的な情報交換等の場を設置する等により、市が施設入所児の状況を継続的に把

握しながら、施設退所時の移行期支援がスムーズに提供されるための体制整備に取り組んでほしい。

- 国の在り方検討会では、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備を提案している。市内の児童発達支援センター4施設の連携体制を強化した上で、地域における重層的な支援体制作りに取り組んでほしい。
- 市川市子ども・子育て支援事業計画では、学齢期の相談機関としてCAS*への斡旋をあげているが、CASの実態をふまえると現実的な手段ではないと思われる。地域における現実的な支援体制の整備に取り組んでほしい。
- 障がいのある学齢期の子どもの相談は、就学や教育に関するだけでなく、発達や生活に関する専門的な相談援助の提供も必要。市川市こども発達センター*等における学齢期の総合相談や発達相談の体制整備と拡充に取り組んでほしい。
- 保育所等訪問支援に対する潜在的なニーズは高いと思われるが、地域全体としての活用が図られていない印象がある。保育所等訪問支援を提供する事業所を拡充してニーズに対する応諾体制を整備するとともに、訪問先の特定教育・保育施設*等への制度理解と支援の受入れ体制の整備に取り組んでほしい。
- 障害児通所支援事業所の増加と多様化により、子どもや保護者の選択肢は増えているが、事業所間の支援の質のばらつきが顕著になりつつある。障害児支援連絡会等の取組や障害児相談支援の体制整備等を通じて、地域として事業所の支援の質の向上と適切な利用支援の体制整備に取り組んでほしい。
- 障がい児支援における本人中心の支援の提供に当たっては、子ども本人の気持ちや意見の表出と確認のための支援が重要であり、必要に応じて保護者や家族の希望や要望との調整も必要になる。障がい児の支援に関わる各施設・事業所において、それらが適切に実施されるための相談機能の整備に取り組んでほしい。
- 障がいのある子の家族支援について、各障害児通所支援事業所の相談機能の整備に向けて取り組んでほしい。また、一事業所における家族支援が難しいケースに対応できる地域としての支援体制の整備に取り組んでほしい。
- 視聴覚に障がいのある子どもの支援について、身近な地域における相談と支援の体制整備に取り組んでほしい。また、教育と福祉の連携促進にも取り組んでほしい。

- 数年前にライフサポートファイル*が整備された。障がいのある子どもの世帯での利用が更に促進されるように取り組んでほしい。また、特定教育・保育施設や学校、障害福祉サービスの提供事業所等での活用に取り組んでほしい。
- 障害児通所支援事業所が増えてきているが、新規に設立された法人やフランチャイズ制度による事業所等の地域に馴染みのない事業者が増えてきている。事業者同士のネットワーク作りだけでなく、行政担当者とのネットワーク作りにも取り組むことで、地域全体の官民協働の連携体制の整備に取り組んでほしい。
- 市川市自立支援協議会こども部会、障害児支援連絡会、医ケア児連絡会等の活動の活性化に取り組んでほしい。
- 特別支援学校の生徒数が増加していて、校内が人で過密化している状況があるように感じている。特別な支援や配慮を必要とする子ども達が、落ち着いた環境で授業や生活に参加できるような環境整備を進めてほしい。
- 障がいのある子と家族が、身近な地域で安心して就園や就学ができるような、就学体制と教育体制の整備と拡充に取り組んでほしい。肢体不自由や医療的ケアが必要な子どもに対する就学体制の整備に取り組んでほしい。
- 市川市立の小中学校では「市川スマイルプラン」が利用できるようになっているが、学校や教員によりプランの取扱いに差異があるようなので、就学期間中の効果的な活用に取り組んでほしい。
- 特別支援学級の生徒に対する交流教育の機会の提供状況について、学校による相違があるように感じている。特別な支援や配慮が必要な子どもにとって、交流教育の場は個別のニーズに応じた教育支援として大切なものと思われる。子ども一人ひとりの状態に応じて適切に交流教育が提供できる体制整備に取り組んでほしい。
- 通常学級に障がいのある子どもや支援が必要な子どもが一定の割合で在籍していることが報告されている。それらの子どもが適切に教育を提供され、安心して学校生活を継続できるための体制整備に取り組んでほしい。
- 学校教育における ICT 技術の活用に積極的に取り組んでほしい。従来より特別支援教育における有用性は報告されていたが、今般のコロナ対策においても具体的な効果が報告されている。市内の一部の学校では先んじて導入しているようだが、今後は市内全校を対象にした取組を進めてほしい。

- 特別支援教育担当者を含めた幼稚園・こども園・学校関係者に対して、子育て支援施策や障がい児支援施策に関する理解と周知を図る取組を、具体的な成果が目に見えるかたちでしてほしい。
- 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）は、幼児期教育や就学前教育の重要性に言及している。肢体不自由や医療的ケアが必要な子どもであっても、身近な地域で幼児教育が提供されるための体制整備を進めてほしい。また、特別な支援や配慮を必要とする子どもの増加傾向も明らかになっているので、幼稚園・こども園における特別支援教育の提供体制の整備に取り組んでほしい。
- 特定教育・保育施設に就園した障がいのある子等が、本人や保護者が「望まぬ退園」を選ばざるを得ないケースが毎年散見されている。特定教育・保育施設における就園前のアセスメント体制や退園時の移行期支援の体制等の整備を促してほしい。
- 看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教員以外の専門職の採用を図り、生徒の多様なニーズに対応できる教員を含めた専門職によるチーム支援の体制整備に取り組んでほしい。
- 障がいの有無にかかわらず、子どもの放課後生活のあり方が、児童の健全育成にとって重要であると言われている。子どもにとっては、学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・家庭が一体的な生活の場であることを踏まえ、関係機関が相互に協力し連携し合える体制整備に取り組んでほしい。
- 小学校と中学校における福祉教育を拡充してほしい。学校では職場体験学習を実施しているが、低学年のうちから定期的な介護体験やボランティア活動等の体験学習にも取り組めるようにしてほしい。
- 帰国子女や外国籍の子等が、日本語が不自由なことにより、特別支援学級等へ就学しなくてはならない事態が報道されている。日本語教育の体制整備を含めて、子どもの適切な就学に必要な体制整備に取り組んでほしい。
- 障がいのある高校生の職業教育や就労指導に関して、学校の進路指導と福祉の就労支援がばらばらに実施されている印象がある。障がいのある高校生のキャリア教育と進路支援に関する教育と福祉の一層の連携を図ってほしい。
- 特別支援学校の進路指導等に当たり、特別支援学校の生徒の卒業後の生活には、福祉サービス等の利用が必要になることが少なくないので、在学中の進路選択に関する相談段階からの学校と福祉機関との連携体制を強化してほしい。

- 学習意欲のある障がいのある人が、学校教育修了後も自由に教育機会を得られるよう、生涯教育の場の整備と合理的配慮の整備等に取り組んでほしい。
- 発達障がい者の増加傾向が指摘されていて、本人、家族、地域に対する総合的な支援体制が必要とされている。身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
- 第2期市川市子ども・子育て支援事業計画の中では、いちかわハートフルプランとの整合・連携に関する記載があるが、障がいのある子どもに関する地域課題の検証が不十分なので、第2期市川市障害児福祉計画の中で必要とされる取組計画を策定してほしい。
- 第2期市川市子ども・子育て支援事業計画では、「障がい児施策の充実等」については公立機関が実質的な中核機関となり体制整備を進めていくとして、公立機関の受入れ見込み数を数値目標としているが、地域課題の把握と整理が不十分だと思われる。第2期市川市障害児福祉計画の策定に当たっては、障がいのある子どもの地域支援体制のあり方を踏まえた計画策定に取り組んでほしい。
- 第2期市川市子ども・子育て支援事業計画では、「障がい児施策等の充実」の中に「障がい児本人の最善の利益保障」や「障がい児を育てる家族の支援」に関する言及がほとんどないので、第2期市川市障害児福祉計画の策定においてはそれらに対する具体的な計画策定に取り組んでほしい。
- 第2期市川市子ども・子育て支援事業計画では、「障がい児施策等の充実」の冒頭で、就学前の支援を市川市こども発達センターが、就学後の支援は教育委員会がそれぞれ中心となって各種施策を実施していくとしている。しかし、障がいのある子どものニーズは多様であり学齢期の子育て支援も大切であること、発達支援と教育支援は補完し合うものではあるが相互に代替できるものではないことから、年齢による切分けではなく、子どもと家族のニーズに応じた援助体制の整備に取り組んでほしい。
- 次期市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、地域で暮らす障がいのある子どもと家族の要望とニーズが反映されるように、市川市子ども・子育て会議の委員として、障がい児分野の学識経験者や障がい児支援等の事業者、障がい児の家族等が参加できるようにしてほしい。

<総括>

児童支援は家庭支援の視点が重要と考える意見が多く見られます。子どもの成長に応じた継続的な支援体制を、子育て、障がい児支援の垣根を越えて構築することの必要性が指摘されています。

(19) 財政

- 今後、高齢者福祉にお金がかかることは十分理解しているが、障がい者福祉に（少なくとも）現状維持で予算をつけていただければと思う。
- 福祉事業所の家賃補助を当初の基準まで復活して頂けると大変助かる。
- 相談事業所が独立して運営できるように、何か良い方策を（具体的に）教えていただければと思う。
- 上記3点は、今後も利用者に手厚いサービスを継続するために必要なことと考える。

(20) その他

- 計画に問題点は多く書かれているがそれを解決するためのはっきりとした手段が明記されていない。例えばこの事業に予算をつけるなどという分かりやすいものがあってもいいのではないか。
- グループホームの整備促進など具体的なことの明記が必要ではないか。
- 計画相談への事業者参入の働きかけについて具体的な明記が必要ではないか。

第7節 まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第4次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

以下の6項目は、「第2部 市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

	概要
(1) 災害や感染症の対策	<ul style="list-style-type: none">○大地震のリスクはもちろん、近年は台風の被害も大きくなってきており、さらに最近では新型コロナウイルスの感染拡大の影響も多大にありました。○高齢者や障がい者は、自然災害等の被害を受けやすい傾向があります。これらの対策には、自治体、事業者、市民等が協働して取り組んでいく必要があります。
(2) 障がい者やその家族の高齢化への対応	<ul style="list-style-type: none">○かねてより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」への備えは、大きな課題となっています。○本市では令和2年度より「地域生活支援拠点等整備事業」を開始しますが、障がい者等が地域で安心して生活を続けられるよう、引き続き障がい者やその家族の高齢化への対応の取組を進めていきます。
(3) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none">○この計画の期間中の令和3年度には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、国は、この大会を契機とする共生社会の実現に向けて「心のバリアフリー」を推進していくとしています。○平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されていますが、障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供は、共生社会の実現に向けてますます重要となっています。

	<p>○また、障がい者が自らの能力を十分に発揮して就労するためにも、雇用者の従業者に対する障がい特性の理解や合理的配慮の提供が求められ、こうした理解や配慮は障がい者等の権利擁護にもつながります。これらの点を念頭に、必要な取組を進めます。</p>
(4) 支援人材の確保と質の向上	<p>○人口減少と少子化、高齢化が進むにつれ、高齢者や障がい者を支援する人材の不足は年々顕在化してきており、人材の確保と質の向上はますます重要になっています。</p> <p>○地方公共団体の中でも市町村は、住民に最も近い立場にあります。多くの方が福祉の仕事にやりがいを見出し、スキルアップを図りつつ、一定の収入も確保できるよう、取り組んでいきます。</p>
(5) 相談支援・権利擁護体制の充実	<p>○本市は業務委託により平成 29 年度から基幹相談支援センター「えくる」を大洲、行徳の 2 箇所に開設していますが、えくるの相談件数は年々増加してきています。</p> <p>○市民にとって分かりやすく、支援する側にとっても業務を行いやすい相談支援体制の構築に向けて、検討を進めていきます。</p> <p>○また、障がい者の権利擁護のため、障がい者虐待への対応や成年後見制度の利用支援に関する取組も進めていきます。</p>
(6) 地域における生活の支援	<p>○障がい者等の重度化・高齢化とも関連しますが、障がい者等の地域での生活の支援のため、グループホームや入所施設を充実させていくことが必要です。</p> <p>○また、医学の進歩を背景として、医療的ケア児の数が増加しており、医療的ケア児への対応が可能な短期入所施設等の整備を求める声も大きくなってきているなど、医療との連携も課題となっています。</p> <p>○誰もが地域の中で安心して生活を送ることができるよう、必要な取組を進めていきます。</p>



第2部
市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念

「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障がいのある人にもない人にも、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があります。

全ての場面において、障がいのある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりが求められています。

地域で暮らす誰もが「包摂（インクルージョン）」され、それぞれの個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい社会、それが「地域共生社会」です。

地域共生社会を実現するためには、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

第2節 将来像

「市川市総合計画」の基本構想では、「まちづくりの基本理念」において、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」を基本としており、また、「将来都市像」を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めています。

これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

第3節 基本目標

第1部「総論」で述べた現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組の相互の連携の強化とともに、障がいの特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応も踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障がいのある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、分かりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいに対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として互いの個性を認め、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第4節 施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第5節 各施策に共通する横断的視点

前節に定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態にに応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

④ アクセシビリティの向上

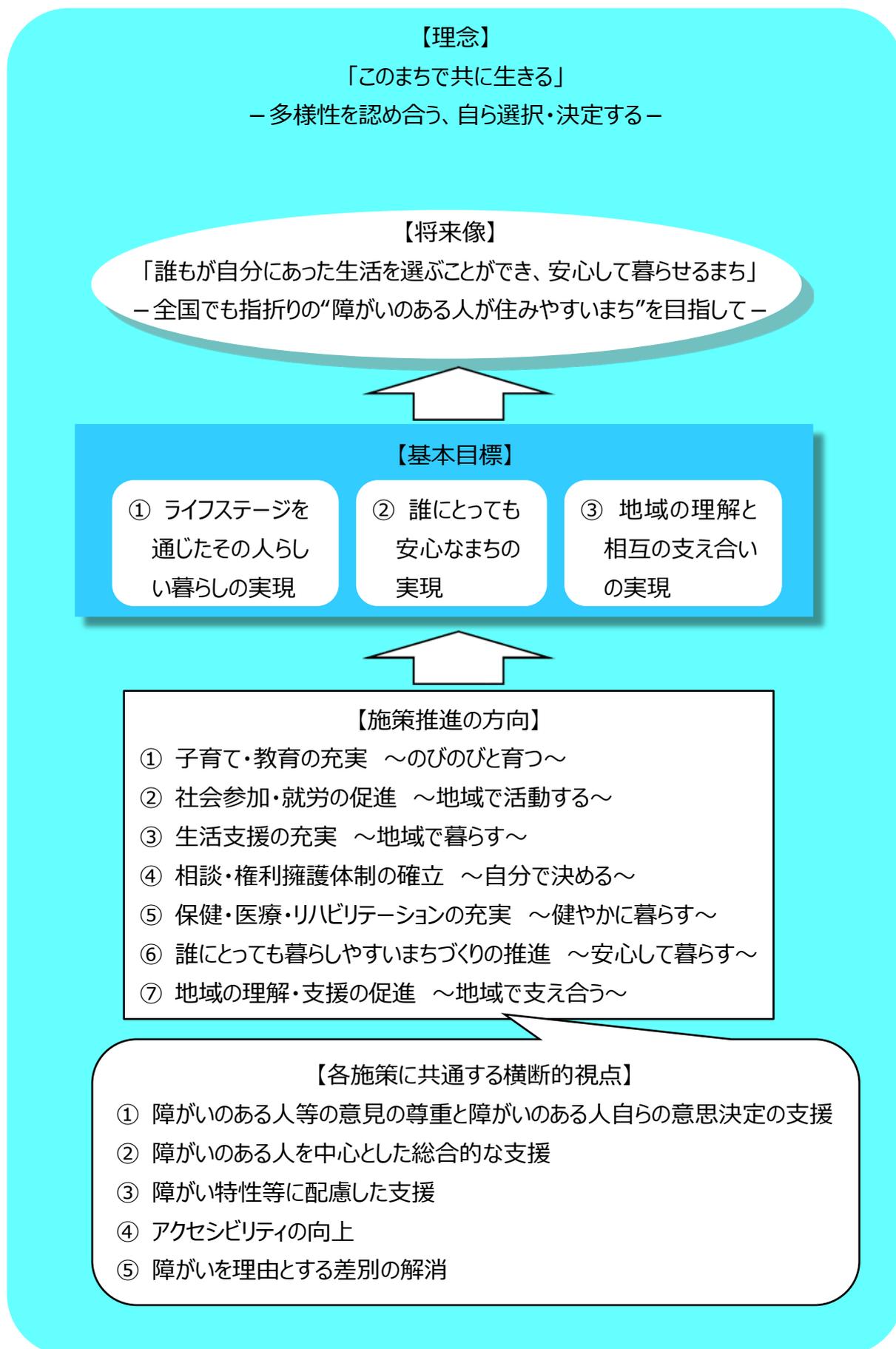
障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」*（平成 18 年条例第 52 号）に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

第6節 理念等の構造

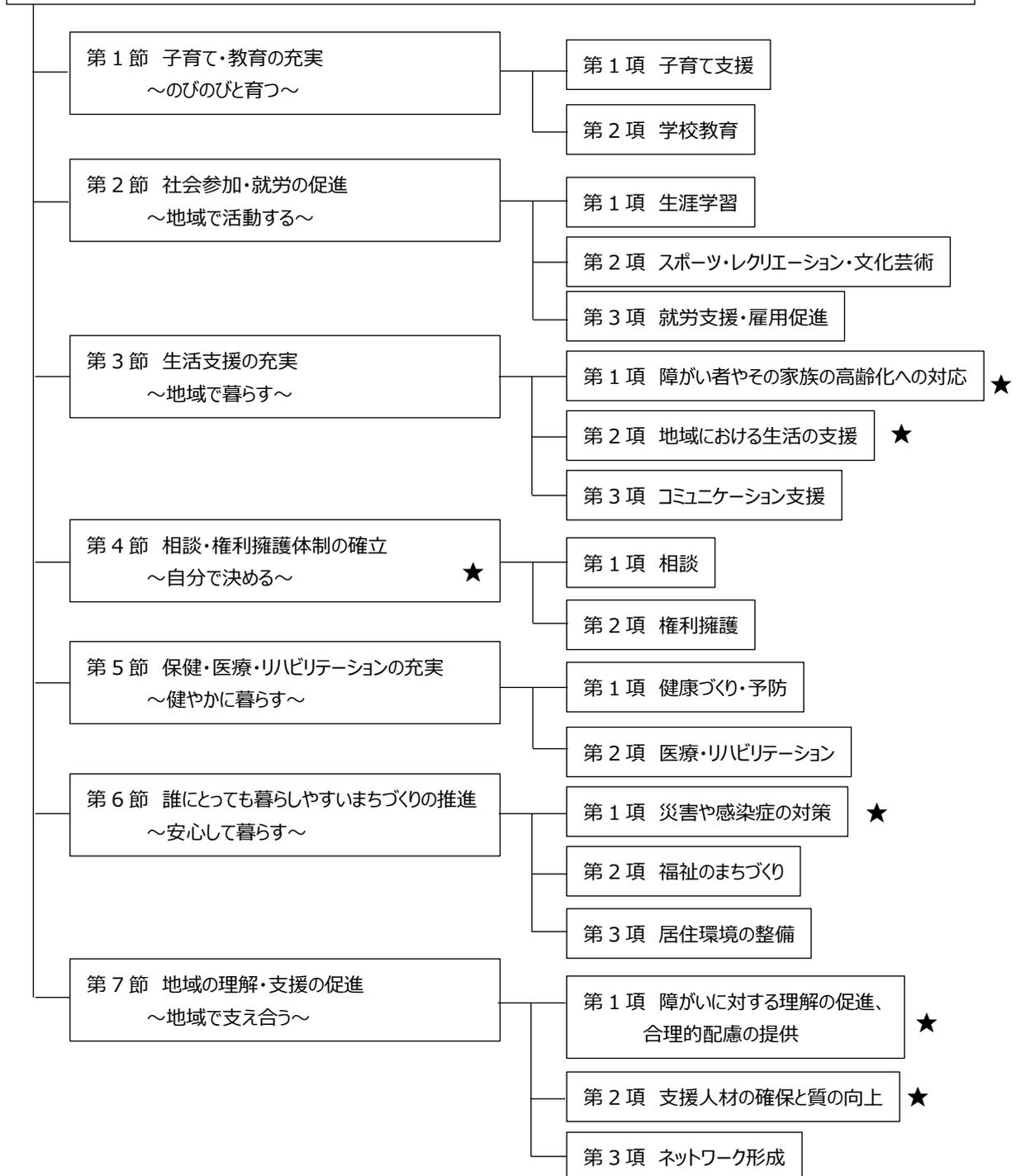


第2章 具体的な施策

★ = 重点施策

【将来像】「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
 - 全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して -

【基本目標】 ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
 ② 誰にとっても安心なまちの実現
 ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現



第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 子育て支援

(1) 現況と課題

- 発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。地域での健やかな成長を支援するためには、子どもの成長に応じ、障がい特性に基づく一貫した支援を行うことが重要です。

- 市川市こども発達相談室*の相談件数は年々増加しており、相談内容としては、発達障がいに関する相談が全体の過半数を占めている状況です。

- 発達障がい児の早期発見・早期支援、また虐待を未然に防ぐためには、保護者等への支援が重要となります。保護者等が子どもの障がい特性を理解し、必要な知識を深め、子育て力を高められるような支援体制の充実を図る必要があります。

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの事業所数は増加していますが、各事業所の支援の質や保護者支援の向上が課題となっています。また保育園や幼稚園、放課後保育クラブを利用しながらサービスを利用する子どもが増えていることから、保健医療、子育て・家庭支援分野、教育分野と連携を強化し、地域で成長する子どもの視点で課題を確認し、支援を考えていくことが大切です。

- 重症心身障がい児や医療的ケア児については、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の事業所数が少ないことが課題となっています。医療的ケアが必要な子どもの人数やニーズ、事業所の現状、課題をアンケート調査等で把握し、市内の支援体制の現状と課題を明確にする必要があります。

- 医療的ケア児の支援に関わるコーディネーターについては、設置場所や配置人数等について市川市自立支援協議会と協議していきます。

○障害児相談支援については、セルフプランによりサービスを利用する方が過半数となっているため、セルフプランを作成する保護者等への支援を丁寧に行うとともに、相談支援体制のさらなる強化、充実に向けた検討を行うことが必要です。

(2) 施策の基本方針

子どもの発達に心配を抱える保護者に対し、きめ細やかな対応ができるよう子育て支援の充実を図るとともに、地域社会で子どもたちが障がい特性に合わせた支援を受けて成長していけるよう、一貫した支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	保育園巡回相談事業	こども政策部 発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障がい児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	91回	90回	90回	90回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
乳幼児健康診査事業	保健部 保健センター健康支援課	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、精神的・身体的発育発達、基本的な生活習慣、歯科衛生など多角的な健診を行い、さらに聴覚障がいを含む難聴児の支援のため、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組等、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
ライフサポートファイル活用事業	こども政策部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとしてライフサポートファイルを活用していきます。

地域職員への 研修事業	こども政策部 発達支援課	保育園、幼稚園、学校、保育クラブ、相談支援事業所、医療従事者等の職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解についての研修を行います。
ペアレントプログ ラム	こども政策部 発達支援課	発達に課題のある子どもの子育てについて学ぶ研修を行います。
医療的ケア児 連絡会	こども政策部 発達支援課	医療的ケア児支援や医療的ケア児等コーディネーターについて医療、保健、教育、福祉、子育て分野の関係機関と検討を行います。

第2項 学校教育

(1) 現況と課題

○これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる地域共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進や、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。

○本市の特別支援教育では、ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を開設し、それぞれ子どもの学びの環境を整えるとともに、一人ひとりの抱える困難や課題を把握し、発達段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員の研修等を実施し、指導力向上を図っています。

○各学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すよう、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた教室環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じた適切な教育が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の活用を進めています。特に、市川スマイルプランについては、保護者に対し今後も周知に努めていきます。

○多様なニーズに対応できるよう、柔軟で連続した就学支援体制の構築を図るとともに、就学後のフォローアップ体制の充実に努めていきます。

○学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症スペクトラム障がいなど、多種多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育を行うことのできる専門職員の育成・確保が必要となります。

(2) 施策の基本方針

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、特別支援教育を充実するとともに、障がい理解教育の積極的な推進により、地域共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育*のシステム構築に向けた教育を進めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第2期後期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプランの作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	85%	85%	85%	85%

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市特別支援連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児、児童、生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。

第 2 節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

第 1 項 生涯学習

(1) 現況と課題

- 障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。
- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）第 24 条には、「障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム*）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。
- 文部科学省は、平成 30 年 3 月から、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を開催し、全 16 回にわたり 14 名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」をまとめました。
- この報告書では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることから、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上を挙げています。
- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。

(2) 施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	市が主催する講座や講演会等において、手話通訳者・要約筆記者の派遣や車いす席の配置等の合理的配慮を図ります。			
指標等	手話通訳者・要約筆記者の全庁派遣件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	25件	27件	28件	29件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
図書館の障がい者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	資料変換奉仕者との連携・協力体制を引き続き維持し、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障がい者資料の充実を図るとともに、市販の障がい者資料の収集も検討します。

第2項 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

(1) 現況と課題

- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動は、健康づくりや生きがいづくりのほか、障がい者本人の社会性の形成・維持にも役立ちます。

- これらの活動への参加により、コミュニケーションの機会が増えるとともに、知人や友人が増えることで、生活を支え合う地域体制づくりにもつながります。また、これらの活動に取り組み楽しんでいる姿は、障がいに対する理解の向上にもつながるものと考えられます。

- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野双方からの機運の高まりにより、平成30年6月13日に、議員立法による「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年法律第47号)が公布、施行されました。

- 本市では、障がい者軽スポーツ教室、俳句やコーラスなどの文化講座を開催していますが、参加者数は多いとは言えず、指導する人材の確保も課題となっています。

(2) 施策の基本方針

障がいの有無や種類に関わらず、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動に参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。また、公共スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化などを進め、利便性の向上を図るよう努めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者スポーツ事業	文化スポーツ部 スポーツ課		
事業概要	障がいのある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進をはかります。			
指標等	障がい者軽スポーツ教室への参加人数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	32人	100人	100人	100人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
障がい者文化講座	福祉部 障がい者支援課	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

第3項 就労支援・雇用促進

(1) 現況と課題

- これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努め、また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。
- 就労は、障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。
- 本市では、障害者就労支援センター「アクセス」を平成12年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理がある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。
- また、就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です（平成24年4月11日付障発0411第4厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。千葉県では、千葉県工賃（賃金）向上計画を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。なお、就労継続支援B型事業所の全国平均工賃は、平成18年度の12,222円から毎年上昇し、平成30年度は16,118円となっています。
- 平成30年度からは、障害者総合支援法の訓練等給付費の支給*対象に「就労定着支援」が加わりました。これにより、就労移行支援等を受けて通常の事業所に

新たに雇用された障がい者につき、一定期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な相談、指導、助言その他の必要な支援を行うようになっていきます。

- 平成 25 年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されたことで、本市では調達方針を策定し、障害者就労施設等*からの物品等の優先的な調達に努めているところです。

(2) 施策の基本方針

平成 30 年度から新たに就労定着支援が障害福祉サービスに加わるなど、障害者総合支援法における就労支援は拡充されてきています。本市では、市独自の事業として障害者就労支援センター「アクセス」を設置して障がい者の就労を支援してきていますが、県の障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。また、障害者優先調達推進法に基づいて引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	就労支援に関わる研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	市川市自立支援協議会就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。			
指標等	開催回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	未実施	実施	実施	実施

事業名 (担当課)	優先調達推進事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者優先調達推進法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。			
指標等	調達件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	15件	16件	16件	16件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
チャレンジドオフィスいちかわ	総務部人事課 生涯学習部教育 総務課	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がい者を、一定期間、本市の会計年度任用職員として採用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
雇用促進事業 (障がい者就 労支援)	経済部 商工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進奨励金 市内に居住する障がい者、重度障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障がい者に係る雇用機会の拡大を図ります。 ・職場実習奨励金 市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 ・障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障がい者の個別面接による「障がい者就職面接会」を開催します。

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項 障がい者やその家族の高齢化への対応（重点施策）

(1) 現況と課題

- かねてより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」の備えは、大きな課題となっています。
- 国では、障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備を進めるものとして、「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から実施しました。
- その後、国は「地域生活支援拠点等の整備促進について」を平成29年7月に発出し、整備に向けた留意点等を取りまとめました。
- 本市では、「地域生活支援拠点等ワーキンググループ」において、地域生活支援拠点等の整備に関する議論を行い、本市では「面的な体制」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）を整備することとして、まずは「相談」と「緊急時の受入れ・対応」の機能を優先的に整備することとしました。

(2) 施策の基本方針

地域生活支援拠点等に必要な「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の機能の整備を進めることにより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進め、障がい者等の地域における生活の安心感を担保し、地域での生活を支援します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	地域生活支援拠点等整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築していきます。			
指標等	緊急時対応等登録者数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	－	80人	110人	140人

第 2 項 地域における生活の支援（重点施策）

(1) 現況と課題

- 障がい者が地域で生活を続けていくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保が必要です。そのため、本市ではこれまで、ホームヘルプサービスの充実、日中活動の場の確保、グループホーム等の居住の場の整備等を進めてきました。

- 障がい者等の地域での生活の支援のためには、障がい者等やその家族等の高齢化も考慮し、グループホームや入所施設を充実させていくことも必要です。

- 本市内にあるグループホームは、平成 29 年度末は 13 事業所（総定員 172 人）、平成 30 年度末は 15 事業所（総定員 187 人）、令和元年度末は 17 事業所（総定員 209 人）と増加傾向にあります。障がい者団体からの意見でも、重度の障がいの方向けのグループホームが未だに少ないという声がありました。

- また、医療的ケアを必要とする障がい者等の地域での生活を支えるため、支援者の支援内容の向上のための研修会等を実施していますが、専門的な技能を有した支援者の確保や、医療的ケアに対応できる施設の整備も課題となっています。

- 医療的ケアを要する方の数は、年々増加しており、平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告によると、平成 29 年の医療的ケア児数の推計値は 18,951 人で、平成 17 年の 9,987 人に比べて 2 倍近くになっています。

- 障がい者団体からの意見でも、医療的ケア児等の受入れが可能な短期入所施設の整備を求める声が多くあり、そのための看護師等の人材の確保も課題となります。

○また、障害福祉サービスの利用から介護保険サービスの利用への移行に際しては、介護保険の被保険者に該当した時から利用できるサービスが制限されるといった懸念の声もありますが、障害者総合支援法第7条には「自立支援給付は、当該障がいの状態につき、介護保険法の規定による給付等であって自立支援給付に相当するものを受ける（又は利用する）ことができるときは、その限度において行わない」旨の規定があり、機械的・画一的な取扱いをせず一人ひとりの障がい特性に応じた柔軟な支給決定*をしているところです。

○その他、令和2年8月31日には、千葉県が、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園及び千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園を令和4年度末までに廃止する方針を表明しました。これに当たり、県では、「県内の重度の強度行動障がい*のある方が、大規模入所施設（袖ヶ浦福祉センター）に依拠せずに県内の各地域において必要な支援を受けられるよう、民間事業者の協力のもと、市町村と連携した支援システムを構築」していくとしています。具体的には、県において、「利用者の民間の障害者支援施設又はグループホームへの入所（入居）に際して必要となる施設改修又はグループホーム建設費用の一部を補助する制度を創設」、「一定期間支援員の追加配置費用を補助する制度を創設」するとしています（千葉県ウェブサイトより引用）。市町村は「本人からの相談を受けて必要に応じて支援システムに繋ぐ」役割を担うものと県では想定されているため、本市でも、今後県と連携しながら必要な業務を行っていきます。

○障害福祉サービスや障害児通所支援などの種類ごとの必要量等に関することは、後述の「第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画」に記載します。

(2) 施策の基本方針

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援とともに、障がい者又は障がい児の地域での生活の支援に資する事業を実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障害者グループホーム等入居者 家賃助成	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がい者の福祉の増進に資するため、グループホーム等に入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。			
指標等	受給者数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	191人	197人	200人	203人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
精神障がい等に関する講演会・研修会	福祉部 障がい者支援課	理解が進まず、普及啓発が望まれる精神障がい等について、講演会や研修会を企画・広報し、実施します。
高次脳機能障がい者支援会議	福祉部 障がい者支援課	千葉県が高次脳機能障害支援普及事業として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員（支援コーディネーター）を講師アドバイザーとして招き、高次脳機能障がい者の地域生活を支援するため、地域の関係者と困難事例の検討・研究を実施し、効果的な施策について検討します。
福祉タクシー事業	福祉部 障がい者支援課	重度障がい者が会合の出席、医療機関等への通院その他居宅からの外出に福祉タクシーを利用した場合の運賃の一部を助成します（助成限度額あり）。
医療的ケア児等支援研修会	こども政策部 発達支援課	医療的ケア児等の支援者に対して、支援の知識、質の向上を図るため、研修会を実施します。

第3項 コミュニケーション支援

(1) 現況と課題

- 第1部「総論」の「本市の障害者手帳所持者数」で示したとおり、聴覚又は平衡機能の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方の数は、少しずつ増えています。
- 聴覚に障がいがある方の情報入手・コミュニケーション方法としては、補聴器・人工内耳、要約筆記、手話、筆談、代読、福祉機器やパソコン・タブレットの利用、携帯電話（スマートフォン）による方法などがありますが、今後の高齢者数の増加もあることから、要約筆記や手話言語といったコミュニケーション手段は、依然として重要であると思われます。
- この他、聴覚障がい以外にも、視覚に障がいがある方や、失語症の方など、コミュニケーションに困難を抱える様々な方がいます。

(2) 施策の基本方針

障がい者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むことができるように、コミュニケーションや移動の支援を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	失語症会話パートナー派遣事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。また、失語症会話パートナーを高齢者施設等に派遣し、会話の場を提供します。			
指標等	延べ派遣人数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	162人	170人	170人	170人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
NET119	消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム*」の利用登録を行います。

第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

(重点施策)

第1項 相談

(1) 現況と課題

- 障がい者等が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。
- 障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たり、支給決定又は通所給付決定*の申請をした方は、市からの求めに応じて、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を提出することになります。このとき、いわゆる「セルフプラン」（指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案）を提出する方が一定数いることの要因としては、計画相談支援又は障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）を提供する体制が十分でないこと等が考えられます。
- また、計画相談支援等の質の向上に関しては、平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定により、「利用者ごとに丁寧な支援を行うことを可能とするための相談支援専門員一人あたりの標準担当件数の設定」や、「相談支援の質に応じて評価する報酬体系となるよう質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算の創設」、「一事業所において相談支援専門員が複数配置され複数の目でサービス等利用計画*又は障害児支援利用計画をチェックできる質が高く公正中立な事業所が増加することを狙いとした特定事業所加算の拡充」等が行われ、これによって、「適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において計画相談支援等による独立採算が可能となり新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで各地域での相談支援体制の充実を図る」とされました（平成30年3月30日付障発 0330 第1「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」より引用）。

ただ、依然として、質の向上のための取組は必要との声が市川市自立支援協議会相談支援部会等からあることも事実です。

(2) 施策の基本方針

市川市自立支援協議会相談支援部会による取組等により、計画相談支援等の質の向上や地域における課題の集約を図ります。また、計画相談支援等の提供体制や、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備に関しては、その充足に向けて、新たな財政的措置も選択肢に入れた検討を進めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、計画相談支援等の質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
相談支援グループスーパービジョン	福祉部 障がい者支援課	市川市自立支援協議会相談支援部会を受け皿にして、指定特定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上を図るとともに地域の課題を集約します。
ピアカウンセリング事業	福祉部 障がい者支援課	障がい者がピア（仲間）として障がい者の相談を受け、相談者のエンパワメント（自ら生きる力を獲得すること）を引き出す等により、障がい者の生活を支援します。

第 2 項 権利擁護

(1) 現況と課題

- 障がい者等は、地域における暮らしの中で、多くの権利侵害や差別にあう可能性があります。そのため、学校、事業者、専門機関等の連携を促し、権利擁護のための体制づくりを進める必要があります。

- 平成 24 年 10 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、平成 29 年度から、基幹相談支援センターえくる内に設置しています。

- また、市の委託事業として、平成 25 年 9 月より、市川市社会福祉協議会内に「後見相談担当室」を設置しており、成年後見制度に関する相談や周知啓発を行っています。さらに、平成 28 年度からは市民後見人養成講座を実施し、いわゆる第三者後見（本人の親族以外の者による後見）の充実を図っています。

- この他、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。

- 平成 28 年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。この法律は、成年後見制度の利用の促進について、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて行われるものとする」、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」等と規定しています（第 3 条）。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の権利侵害の防止に資するよう、研修や会議などを実施します。また、成年後見制度の利用の支援に資する施策を実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障がい者支援課 介護福祉課		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して行います。			
指標等	相談実件数 (障がい分) 啓発回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	39件 15回	40件 16回	40件 16回	40件 16回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市障害者虐待防止センター	福祉部 障がい者支援課	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止法第32条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障がい者支援課	障がい者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために設置した「障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議」において、地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

第 5 節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

第 1 項 健康づくり・予防

(1) 現況と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。

- 障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所施設や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
 - ※ 指定生活介護事業者による健康管理義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 89 条（平成 24 年千葉県条例第 88 号））
 - ※ 指定障害者支援施設等による毎年 2 回以上定期的健康診断の実施の義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 40 条第 2 項（平成 24 年千葉県条例第 90 号））
 - ※ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者による通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施の義務（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 34 条第 1 項（平成 24 年千葉県条例第 86 号））

- その他、政府が策定した「障害者基本計画（第 4 次）」には、「学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する」と書かれており、メンタルヘルス不調者

への適切な支援も重要となっています。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	ゲートキーパー養成研修	保健部 保健センター健康支援課		
事業概要	専門職だけでなく民生委員なども含めた市民を対象に、悩んでいる人に関わるあらゆる分野で、自殺につながるサインや状況を早期に発見し、適切な対応を図ることができる人材を育成するための研修会等を実施します。			
指標等	研修の開催回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4回	3回	3回	3回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
健康教育事業	保健部 保健センター健康支援課	ライフステージに応じて、保健・栄養・歯科の事業や情報提供を通して健康づくりや病気予防を図ります。

第2項 医療・リハビリテーション

(1) 現況と課題

- 障がい者が地域で暮らしていくには、身近な地域にリハビリテーションを容易に行える体制があり、そこで心身機能を維持・調整していくことが望ましいと言えます。
- 障がい者のリハビリテーションに対する理解や知識、技術のある専門家などの体制が十分に整った医療機関は限られており、そのため、適した医療機関を見つけるまでに時間を要することがあるなど、障がい者が利用しやすいとは言にくい現状があります。
- 特に、重症心身障がい児・者にとって、適した医療機関を受診することは重要です。
- また、医療行為を要する障がいを持つ場合は、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中の対応など、生活状況やライフステージに応じた医療機関との連携が必要です。
- 後天的に障がいを持つようになった方の場合には、精神面でのリハビリテーションも重要となります。
- 障がい者に対する医療費の助成に関しては、令和2年8月から、重度心身障害者医療費助成制度の対象に新たに精神障がい1級の方が加わりました。今後も状況に応じた適切な助成制度を検討していきます。

(2) 施策の基本方針

障がい者が心身機能を維持・調整していくためには、医療やリハビリテーションが不可欠なことから、これらを可能な限り身近に利用することができるよう、医療関係者や障害福祉サービス事業者等との連携の強化や、医療費の助成制度など、必要な事業を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	個別支援件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	497件	550件	560件	570件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
医療的ケアに関する研修	福祉部 障がい者支援課	医療的ケアを要する障がい者（児）に対する支援に関する研修を行い、関係者の意識を高め、知識・技術の向上を図ります。
重度心身障害者医療費助成	福祉部 障がい者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aの1、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

第 6 節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

第 1 項 災害や感染症の対策（重点施策）

(1) 現況と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。
- さらに、令和 2 年初め頃からは、新型コロナウイルスによる感染症が拡大するなど、様々な面からの危機管理が必要になってきています。
- 自然災害や感染症では、特に高齢者や障がい者などがその被害を受けやすいとされ、こうした方々への配慮が求められています。
- 今後、災害時の避難所においては、感染症対策としての観点から、避難者が相互に十分な距離を確保することも考えなければならなくなっており、本市の災害対策も根本から見直す必要があります。
- また、避難所においては、ハード面でのバリアフリー整備とともに、避難中の災害情報の提供や移動手段の確保のほか、避難生活が長期化した場合の支援の面でも、障がい者への配慮が必要となります。
- 防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成 28 年 7 月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。

(2) 施策の基本方針

高齢者や障がい者などが特に自然災害や感染症の影響を受けやすいという点を念頭に置き、避難所のバリアフリー整備や障がいに配慮した設備・備品等の設置を促進します。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、障がい者施策だけではなく広範にわたるため、全庁的な対応を今後検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	避難行動要支援者対策事業	福祉部 地域支えあい課		
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制を整備します。さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p>			
指標等	名簿提供自治（町）会数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	137	前年度+10	前年度+10	前年度+10

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
福祉避難所	福祉部	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 福祉政策課	災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等が速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	震災時における「自助」・「共助」・「公助」の連携強化を図ることを目的に、初期消火、応急救護、煙体験などの市民参加・体験型訓練や各学校での防災拠点・避難所運営訓練、関係機関との無線通信訓練を実施します。
NET119	消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム」の利用登録を行います。

第2項 福祉のまちづくり

(1) 現況と課題

- 環境のあり方が障がいの大きさに影響を与えているという考え方（いわゆる「社会モデル」の考え方）が、現在の国際的な標準となっており、これは、社会的な障壁を取り除くこと、すなわちバリアフリー化が障がい自体を小さくすることを意味しています。また、バリアフリー化の結果、障がい者の社会参加の場が広がることは、生活の質の向上にもつながります。
- 今後は、バリアフリー化だけではなく、障がいがある人もない人も、子どもも高齢者も暮らしやすいまちづくり、すなわち、「まちのユニバーサル化」も重要です。
- 例えば、市内の歩道整備については、主要駅周辺を重点整備地区として段差の解消や歩道の平坦化などを進めていますが、車いす使用者や視覚障がい者等だけではなく、高齢者やベビーカーで移動する方や子どもにとっても、安全で快適に移動できるようなまちづくりが必要になります。
- また、施設のバリアフリー化だけではなく、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する国民の理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することも重要です。

(2) 施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課		
事業概要	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。			
指標等	歩道のバリアフリー化箇所数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5箇所	2箇所	2箇所	2箇所

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
公園施設のバリアフリー等	水と緑の部 公園緑地課	出入口のスロープ化等により段差解消を図り、誰もが安心して利用できる公園を目指します。

第3項 居住環境の整備

(1) 現況と課題

- 障がい者等がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るためには、障がい者が暮らしやすい住環境の整備も必要となります。

- 市川市では、これまで、障がい者等の居宅のバリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成等を行っていますが、このほか、障がい者等の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備も促進していく必要があります。

- また、公営住宅の、障がい者に対する優先入居の実施や、単身入居を可能とするための取組も、障がい者等の地域での生活の支援のために重要です。

- 平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者* に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとしてされています(住宅セーフティネット法第 17 条、第 42 条)。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の居住環境の改善に資するよう、住宅改修費の助成等を引き続き行うとともに、グループホームの整備促進に資する補助等も引き続き行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	グループホームの開設や運営に対する支援	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。			
指標等	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数 (事業所数) 市内グループホームの定員数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施 48件 209人	実施 50件 230人	実施 50件 240人	実施 50件 250人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
あんしん住宅助成事業	街づくり部 街づくり推進課	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有部）において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。
民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により、他の民間賃貸住宅に転居する高齢者や心身障がい者等に家賃等の差額を助成します。

第 7 節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第 1 項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供（重点施策）

(1) 現況と課題

- 障がいに対する理解を深める上では、いわゆる「社会モデル」（障がいは社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方）を踏まえつつ考えることが重要です。平成 19 年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約では、この考え方が貫かれています。

- 例えば「発達障がい」は、身近にありながら社会の中で十分に知られていなかった障がいでしたが、平成 17 年に発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が施行され、「発達障がい」が定義されるなど、社会全体での障がいに対する理解は少しずつ進んできています。しかし、この発達障がいや高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあります。差別の解消や合理的配慮の提供のためには、この点の理解を進めることが重要です。

- 障がいの状態は一人ひとりで異なり、また、現在の「障がい」の捉え方が「医学モデル」（障がいは心身の機能の障がいのみに起因するとする考え方）ではなく「社会モデル」であることから分かるように、“どこからが「障がい」か”を一律・客観的に定めることは難しく、障がい特性とはその人その人の「個性の違い」と言える面もあると考えられます。

- こうしたことへの理解を促進するため、例えば、行政機関では、職員に対する研修の実施等が必要です。本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 8 条において、市長その他の任命権者は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、新規採用職員や新たに管理監督者となった職員に対して研修を行うものとしています。

○また、千葉県では、障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるための「ヘルプカード」を作成しており、さらに令和元年8月末からは「ストラップ型ヘルプマーク」も作成しています。これらは、本市でも配布を行っています。

○また、地域社会における障がいに対する理解を促進するためには、地域住民と障がい者との日常的な交流の拡大を図ることも重要です。

(2) 施策の基本方針

障がいに対する理解の促進のための啓発や職員研修を実施し、差別の解消や合理的配慮の提供の推進を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がいに関する理解啓発事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者基本法第9条に定める障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。			
指標等	実施の有無			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

事業名 (担当課)	福祉の店運営支援事業	福祉部 障がい者施設課		
事業概要	障がい者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障がい者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	265回	293回	293回	293回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障がい者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障がい者支援課	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
福祉教育の推進	学校教育部 指導課	各小中義務教育学校において、総合的な学習の時間等を中心として年間指導計画を作成し、市川市社会福祉協議会など関係機関の協力を得ながら、高齢者や障がい者などとの交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域支えあい課	地域ケアシステムは市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取組を実践しています。重要な取組の一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障がい者団体が参加することで、障がい者と地域との交流の機会が増大し、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。

第 2 項 支援人材の確保と質の向上（重点施策）

(1) 現況と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計（全体）」によれば、本市の生産年齢人口*割合は、2015 年の 67.4%から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口*割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、平成 30 年度は、「介護サービス」が 4.88 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 3.04 倍と、全産業の 1.33 倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針（令和元年度～令和 5 年度）」による）。
- このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 81 号））に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務（第 89 条第 1 項）や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置（第 93 条第 1 項）などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法第 89 条第 1 項の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号）が示されました。この指針では、関係者が取り組む人

材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の5つの大項目が掲げられています。

○また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、(福祉・介護サービス従事者の)処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

○これを踏まえ、本市においても、福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、研修等を実施していきます。

○なお、千葉県においても、平成20年9月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成26年3月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(平成26年度～平成30年度)を策定し、令和2年3月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(令和元年度～令和5年度)を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の3つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

(2) 施策の基本方針

福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修の実施等により、計画相談支援等の人材の定着や質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施 指定特定相談支援事業所数・指定障害児相談支援事業所数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施 32・22	実施 33・23	実施 33・23	実施 34・24

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
就労支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課	就労支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、就労支援の担い手の質の向上を図ります。

第3項 ネットワーク形成

(1) 現況と課題

- 指定障害福祉サービス事業者*及び指定障害者支援施設等*の設置者並びに指定相談支援事業者*は、市町村、職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を行うように努めなければならないとされています。

(障害者総合支援法第42条第1項、第51条の22第1項)

- また、これらの事業者は、関係機関だけではなく、他の指定障害福祉サービス事業者等*その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることも重要です。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第1項など)

- こうした関係機関や他の事業者等との連携は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われるものです。

(障害者総合支援法第42条第1項、第51条の22第1項)

- また、こうした連携は、地域包括ケアシステムの観点からも重要なものであり、介護分野や医療分野のほか、教育分野との連携にも努めていく必要があります。

- 市は、こうした連携の実現に資するよう、基幹相談支援センターによる取組や、研修の開催による“顔の見える関係”の構築につながる場づくりなどを行っています。

- また、様々な障がい特性を持つ市内の障がい者の当事者団体間の横のつながりを作ることを目的として、平成24年に市川市障害者団体連絡会が発足しています。今後も引き続き、それぞれの立場や多様な課題を取りまとめて、主体的な活動を推進していくことが必要となります。

(2) 施策の基本方針

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者相互のネットワークづくり等に資する施策を実施します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	基幹相談支援センターによる ネットワーク構築	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	地域の関係機関との連携を強化することを目的に、基幹相談支援センター職員が関連会議等へ参加します。			
指標等	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	49種類 161回	36種類 175回	36種類 175回	36種類 175回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
障害者団体連絡会運営支援	福祉部 障がい者支援課	各障がい者団体による意見交換や、共同の取組を通して、連絡会の主体的なネットワークづくりを支援します。
市川障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援	福祉部 障がい者支援課	指定相談支援事業者や、障がい者（児）の相談支援に関わる関係者で作る「市川障害児者相談支援事業所連絡協議会」の運営を支援し、自立支援協議会相談支援部会との連携を図ります。
日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	福祉部 介護福祉課 障がい者支援課	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障がい者、子どもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。

第 3 部

第 6 期市川市障害福祉計画・
第 2 期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性

第6期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。また、第2期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、これらの計画においては次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービ

入提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、障がいなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援・障害児相談支援の充実を図るため、地域支援体制の構築を進めるとともに、障がい児に係る支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくことで、地域参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図っていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などを通して、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図っていきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組

障がい者等が創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障がい者等が個性や能力などを発揮することにより、障がい者等の地域における社会参加の促進を図ります。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和 3～5 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

第2章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次のような取組を成果目標として設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することとします。

具体的には、下表において、198人の入所者のうち12人の地域移行を目指しますが、期間中に新たに入所される方がいるため、結果として入所者の数は4名の減となります。

項目	数 値	備 考
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	198 人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	194 人	令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%削減した人数
【目標値】 削減見込 (A-B)	4 人 (1.6%)	
【目標値】 地域生活移行者数	12 人 (6%)	令和元年度末時点の施設入所者の6%に相当する人数

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域*ごとに協議の場が設置されています。本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置します。また、この本市の協議の場について、次のとおり目標を設定します。

項目	数 値	備 考
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場の開催回数	1 回／年	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場への参加者 数	10 人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場における目 標設定及び評価の実施回数	1 回／年	

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「令和 5 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、千葉県が定める人数となっています。

本市における「令和 5 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」については、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した人数とし、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図ります。

本市においては、令和 2 年度に面的な体制により地域生活支援拠点等の整備をしていますが、その機能の充実を図るため、年 1 回以上、その運用状況について検証及び検討をすることとします。なお、「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、この「地域生活支援拠点」の整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等に係る 運用状況の検証及び検討	年1回以上 実施	

(4) 一般就労への移行を促進します。

令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを目指します。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業については、それぞれ一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.3倍以上、1.26倍以上、1.23倍以上にすることを目指します。また、就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に関する目標を次のとおり設定します。

- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

項目	数値	備考
令和元年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	88人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 令和5年度中の 年間一般就労移行者数	112人 (Aの1.27倍)	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数

令和元年度中の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数 (B)	34 人	
【目標値】 令和 5 年度中の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数	45 人 (B の 1.3 倍)	
令和元年度中の就労継続支援 A 型事業における年間一般就労移行者数 (C)	1 人	
【目標値】 令和 5 年度中の就労継続支援 A 型事業における年間一般就労移行者数	2 人 (C の 1.26 倍)	
令和元年度中の就労継続支援 B 型事業における年間一般就労移行者数 (D)	6 人	
【目標値】 令和 5 年度中の就労継続支援 B 型事業における年間一般就労移行者数	8 人 (D の 1.23 倍)	
【目標値】 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	70%以上	
【目標値】 令和 5 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 80%以上の事業所数の割合	70%以上	

(5) 障がい児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下の 2 点を目標として設定します。

- ・令和 5 年度末までに児童発達支援センターを 5 箇所以上設置
- ・令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を拡充

また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 6 箇所以上確保します。

平成 30 年度に市内の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。医療的ケア児が適切な支援を受けられるように令和 5 年度までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について協議します。

項目	数値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの 設置数	5 箇所	令和 5 年度末時点で
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6 人/月	令和 5 年度末までに一月に保育所等訪問支援を利用する児童の数
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所数	6 箇所	令和 5 年度末までに重症心身障がい児を受け入れる事業所の数
【目標値】 医療的ケア児等に関する コーディネーターを配置	協議	令和 5 年度末までに医療的ケア児連絡会で配置に向けて協議していきます。

(6) 相談支援体制を充実・強化します。

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	数値等	備考
【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和5年度末時点で
【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件/年	令和5年度末時点で
【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件/年	令和5年度末時点で
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	175回/年	令和5年度末時点で

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、他方、障害福祉サービス等の請求状況などを確認する障害者自立支援システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

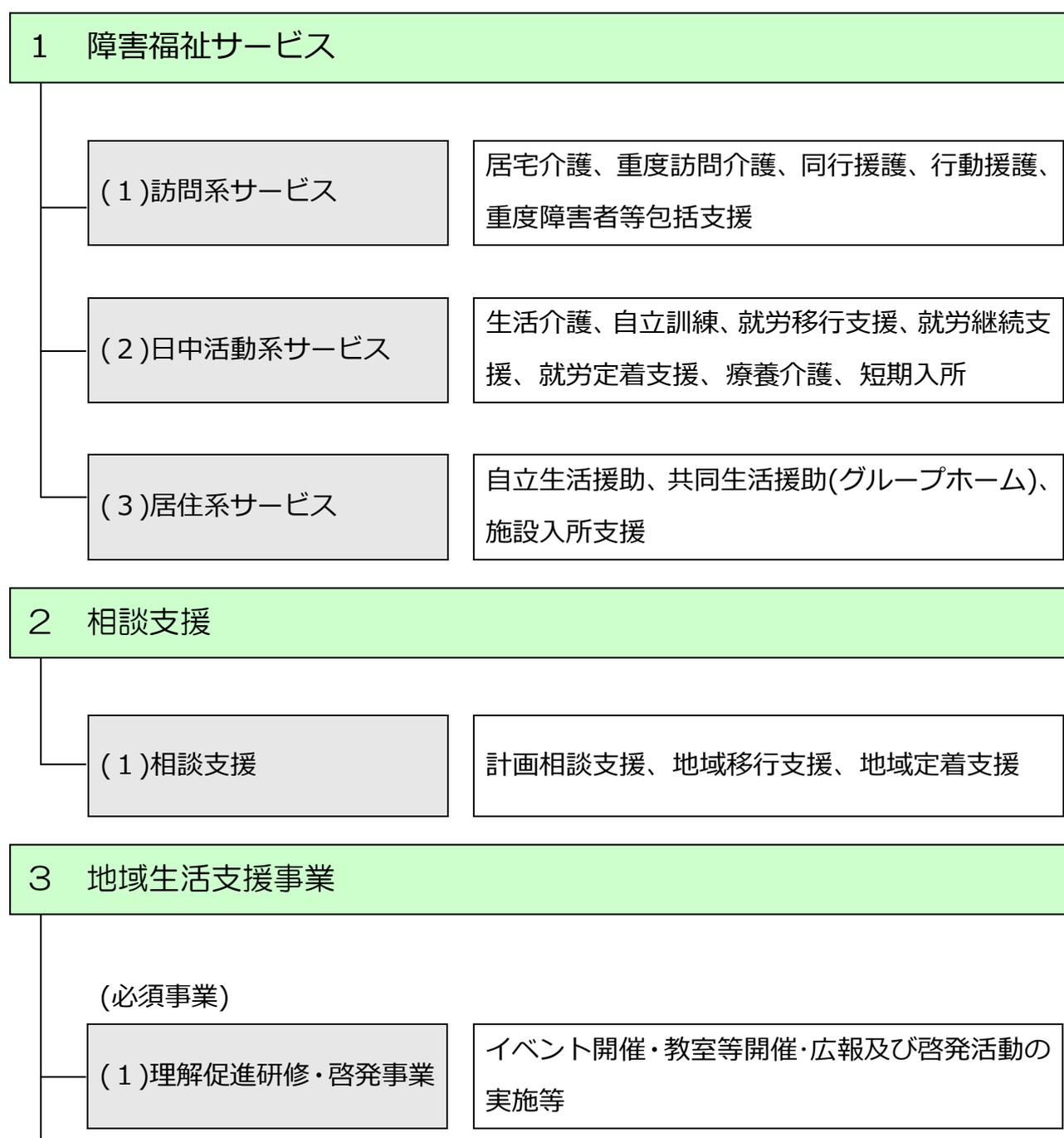
そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

項 目	数 値	備 考
<p>【目標値】</p> <p>千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数</p>	<p>10 人／年</p>	<p>令和 5 年度末時点で</p>
<p>【目標値】</p> <p>障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数</p>	<p>実施 1 回／年</p>	<p>令和 5 年度末時点で</p>

第3章 障害者総合支援法に係るサービス等

第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



(2)自発的活動支援事業	ピアサポート（障がい者同士の支え合い）、災害対策、ボランティア活動支援等
(3)相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5)成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6)意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7)日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
(8)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
(9)移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10)地域活動支援センター事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11)市が自主的に取り組む事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等

第2節 障害福祉サービスの整備

第1項 訪問系サービス

(1) 事業内容

○訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により、常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

○今後、地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれます。今後、障がい者が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなくサービスが提供されるよう、ヘルパー等の人材育成やサービス提供体制の整備を進めます。

○重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせることで、このサービスの代替とすることを想定しています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
訪問系サービス	居宅介護	551	562	573	実人/月
		10,353	10,042	9,741	時間/月
	重度訪問介護	29	37	48	実人/月
		4,376	5,032	5,787	時間/月
	同行援護	64	64	63	実人/月
		1,713	1,781	1,853	時間/月
	行動援護	11	11	11	実人/月
		181	178	174	時間/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人/月
		0	0	0	時間/月

(4) 見込量を確保するための方策

○障害福祉サービスに従事する者の知識や技能を向上させるために、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。

○市川市自立支援協議会生活支援部会の居宅支援連絡会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

○訪問系サービスにおけるヘルパーにかかる業務負担が問題となっている状況を踏まえ、計画相談支援の導入を進める中で、的確なアセスメントによる支給の適正化を図ります。また、訓練的な要素を含む居宅での介護については訪問型生活訓練の利用を促進するなど、適切なサービスの利用を促していきます。

第2項 日中活動系サービス

(1) 事業内容

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び最低賃金が保障されるA型（雇成型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちの方などが社会参加をしていくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 就労継続支援 B 型や地域活動支援センターⅢ型を中心とする企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- また、就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者が徐々に増えていますが、その一方で、日常生活を送る上での課題の解決や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援 A 型（雇用型）については、本市に加え、近隣市においても新たな事業所が開設され、その利用者数も増えていることから、障がい者の就労の場として定着しています。
- 就労継続支援 B 型（非雇用型）については、生きがいや社会的役割を獲得するなど、就労だけに限らない多様な働き方が求められています。
- 就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援などを通じて一般就労に移行した方が継続して就労することができるように、就労に伴う生活面の課題などに対応する役割を担うものとなります。
- 自立訓練（生活訓練）は、就労や日中活動系サービスの継続的な利用を行う上で必要となる生活習慣の確立や定着に向けた役割を担っています。また、訪問型生活訓練は、長期入院から地域生活に移行する精神障がい者などに対しては地域定着支援のような役割を担う面もあります。

○通所施設の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保などが課題となっています。

○短期入所は、障がい者やその家族の高齢化によりニーズの高まりがあるが、市内及び近隣市に資源が乏しいため、身近な場における事業所の整備が課題となっています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
日中活動系サービス	生活介護	760	767	775	実人／月
		14,696	14,842	14,991	延人日／月
	自立訓練（機能訓練）	2	2	2	実人／月
		24	24	24	延人日／月
	自立訓練（生活訓練）	56	56	56	実人／月
		694	694	694	延人日／月
	就労移行支援	200	226	255	実人／月
		3,327	3,759	4,248	延人日／月
	就労継続支援 A 型	169	179	189	実人／月
		3,295	3,427	3,564	延人日／月
	就労継続支援 B 型	517	553	592	実人／月
		8,605	9,121	9,669	延人日／月
	就労定着支援	108	135	172	実人／月
	療養介護	15	15	15	実人／月
	短期入所（福祉型）	106	104	102	実人／月
		1,156	1,283	1,424	延人日／月
短期入所（医療型）	2	2	2	実人／月	
	4	4	4	延人日／月	

(4) 見込量を確保するための方策

- 安定した事業運営を確保するため、生活介護等のサービス事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の費用負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。

- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者間のネットワークによる共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実を促進します。

- 就労定着支援事業については、市川市自立支援協議会就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保を図ります。また、一般就労後の効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業、就労移行支援事業、障害者就労支援センター「アクセス」などによる連携や協働を進めていきます。

- 身近な場での短期入所については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受入等を円滑に行うことができるように、地域の事業所等との連携体制の構築を図っていきます。

第3項 居住系サービス

(1) 事業内容

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	障がい者が居宅において自立した日常生活を営むために、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」、「体調に変化はないか、通院しているか」、「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排泄等の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。

○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現在施設に入所している方に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、適切なケアマネジメント*に基づき、その待機状態の解消を図ることが必要です。

○介護する家族の高齢化による介護力の低下などにより、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要が高まっています。また、グループホームについては、知的障がい者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者では単身生活に向けた通過的な利用が多くなるなど、ニーズに応じた利用が求められています。

○しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。また、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する方に対しては、日中サービス支援型のグループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。

○一方、グループホームのような居住形態を望んでいない方については、公営住宅などを社会資源の一つとして活用するなど、グループホームの整備促進と並行して、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
サービス 居住系	自立生活援助	11 (9)	13 (11)	15 (13)	実人/月
	共同生活援助	316 (93)	354 (115)	396 (141)	実人/月
	施設入所支援	194	194	194	実人/月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

○適切なケアマネジメントにより、居住の場として施設入所を真に必要とする方の待機状態の解消に努めます。

○グループホームについては、施設や病院からの地域生活への移行や家族からの自

立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、重度の障がい者に対して常時の支援体制を確保することができる日中サービス支援型のグループホームも含めて整備を推進していきます。

- グループホームの整備の推進に合わせ、公営住宅などの地域の社会資源を活用するとともに、グループホームの利用者に係る費用負担の軽減を図ることを目的として家賃に対する助成を実施します。
- グループホームに関する様々な相談を受けるために千葉県が健康福祉センター（保健所）の圏域ごとに配置するグループホーム等支援ワーカー*等と連携を図りながら、グループホームのサービスの質を向上させるとともに、利用者からの利用希望情報の収集を通してグループホームへの入居が円滑に行われるように努めていきます。
- 重度の障がいのある人も受け入れが可能となるようなグループホームについて、市川市自立支援協議会やその関連会議などを通じてその課題等の検討を進めます。

第3節 相談支援の整備

(1) 事業内容

○相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援*	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援*	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○この節で扱う「相談支援」とは、「特定相談支援事業*」及び「一般相談支援事業*」を指します。「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」は、「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、この「基本相談支援」に加えてそれぞれ「計画相談支援」又は「地域相談支援」を行う「2階建て」の事業形態となります。

特定相談支援事業	一般相談支援事業
計画相談支援	地域相談支援
基本相談支援	基本相談支援

- 「一般相談支援事業」の地域相談支援は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続の同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。
- サービス等利用計画案の作成については、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重するという考え方もあり、利用者自身がサービス等利用計画案を作成する「セルフプラン」の活用もあります。しかし、今後、特定相談支援事業の整備を行うとともに、セルフプランの点検を図りながら、利用者のニーズを精査し、適宜、計画相談支援につないでいくことも必要と考えます。
- なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」との適切な連携や役割分担が必要となります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
相談支援	計画相談支援	667	774	898	実人／月
	地域移行支援	4 (2)	4 (2)	4 (2)	実人／月
	地域定着支援	25 (21)	25 (21)	25 (21)	実人／月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- サービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対してこの事業への参入を促すとともに、市川市自立支援協議会相談支援部会を活用することにより、特定相談支援事業や障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

- 相談支援（特定・一般・障がい児）を行う上で必要な情報をまとめた「障がい児者相談支援ガイドライン」を作成し、必要に応じて改訂を進めるとともに、そのガイドラインを踏まえた研修を実施して多職種間の連携を推進し、相談支援の普及と質の向上を図ります。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施し、障がい福祉に携わる人材の専門性を高め、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援を行い、地域の課題の集約などを図ります。

- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病の方等への相談支援などを通して、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。

- 精神科病院に長期入院している方の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県が実施している「地域移行・定着協力病院*」の指定制度などを活用しながら、長期入院している方の地域生活への移行に対する意欲を高める働きかけを行っていきます。また、その意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している方との交流が効果的であることから、長期入院経験者の力を活用した取組を検討します。

- 地域定着支援については、市川市自立支援協議会などの場を活用して、本市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

第4節 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスを「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、この「必須事業」に市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 「社会的障壁」とは、物理的な障壁（段差など）にとどまらず、心理的な障壁（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報の障壁、これらの障壁となる制度や慣習などを含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認められにくいものではありませんが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害者週間等の機会を活用して、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進・意識啓発を行うため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

第2項 自発的活動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 本市では、20以上の障がい者団体（当事者会・家族会）が活動していますが、これらの団体の横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が、平成24年度から活動を始め、市川市自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

- 本市は当初、この連絡会の事務局としての機能を担う形で活動の支援を行っていましたが、現在は事務局も含めて自主的な運営へと移行しており、全体会議や役員会に参加することで、その運営にあたっての支援をしていきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 市川市障害者団体連絡会の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

第3項 相談支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○相談支援事業は、障がい者等に対応した一般的な相談支援を行うものです。障害者自立支援法施行前は市域、県域、障害保健福祉圏域の3つの区域の中で、関係機関が個々の事業ごとにそれぞれ多様な支援を行ってきましたが、現在は市と県の適切な役割分担のもとで、一般的な相談支援については、市が一体的に実施しています。

○相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3箇所（市役所障がい者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談支援センター「えくる」行徳ステーション）において整備されています。
- 基幹相談支援センター「えくる」については、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、相談支援事業に係る人材の確保と育成、質の担保が重要となります。また、障害者相談支援事業と「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」との適切な役割分担や、関係機関とのスムーズな連携が図れるような仕組み作りが必要です。
- 権利擁護については、「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業における高齢者福祉部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援や関係機関との調整などについて、関係機関とのネットワークを活用しながら、引き続き実施していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
基幹相談支援センター	2	2	2	箇所

基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、市川市自立支援協議会内に運営協議会を設置し、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえるとともに、地域生活支援拠点等や相談支援事業所等との役割分担を勘案し、今後の事業内容、人員配置、連携体制などについて検討します。
- 市民やサービス事業者等に対し、相談支援事業の普及啓発を図ります。
- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約を図ります。
- 定型的なサービスにつながりにくい人や就労している人などを対象としたプログラムなどへの参加に伴い相談支援の利用促進を行うとともに、ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障がい児に対する相談支援については、庁内における子ども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、千葉県発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行が見込まれることから、高齢者サポートセンターなど的高齢者福祉部門との連携を強化していきます。
- 今後は、国が示している、子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者なども含めた地域共生社会の構築を視野に入れて、子ども部門や高齢者福祉部門等との緊密な連携を見据えていきます。

第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理の役割を担う成年後見制度の利用に関する周知を行い、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、家庭裁判所への申し立てに要する登記手数料及び鑑定費用等の経費や後見人等の報酬を一定の要件のもとで助成するものです。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また、障がい者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障がい者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的であると考えられます。このため、平成25年9月から、本市の委託により市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」が設置され、成年後見に関する相談や制度に関する周知啓発を行っています。

- また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
成年後見制度利用支援事業	40	44	48	実利用 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 成年後見制度の更なる周知を行うとともに、相談支援や障害者虐待防止センター、市川市社会福祉協議会の後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用等に関する活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 法人後見の実施にあたっては、平成28年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及びその活用に向けた体制の整備などを行っています。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。
- 本市から市川市社会福祉協議会に対し、市民後見人養成講座の運営等の業務を委託します。

第6項 意思疎通支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続き等の利便を図ります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○本市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障がい者等が参加・出席をする集会など、広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。また、手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、その手続を適正に行います。

○点訳、音声訳については、従来ボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
手話通訳者派遣事業	960	1,056	1,160	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	120	132	145	実利用人／年
手話通訳者設置事業	3	3	3	設置人数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者を市役所に設置し、市役所内での通訳や講演会等の派遣等の支援などを行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、その派遣に係る活動内容の目的を踏まえて検討します。

第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業内容

○日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○今後は、障がい者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、本事業に関する需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
介護訓練支援用具	10	15	15	延給付件数/年
自立生活支援用具	46	51	51	延給付件数/年
在宅療養等支援用具	50	55	55	延給付件数/年

情報・意思疎通支援用具	139	144	144	延給付件数/年
排泄管理支援用具	7,855	7,955	7,955	延給付件数/年
住宅改修費	5	8	8	延給付件数/年

(4) 見込量を確保するための方策

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 手話を習得するには長い期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。
- また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県の研修の受講を促していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
手話奉仕員養成研修事業	15	15	15	実養成講習 修了見込み 者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

第9項 移動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出することが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○障がい者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。
また、入所・入院中の障がい者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための役割も期待できます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
移動支援事業	90	92	94	箇所
	602	612	623	実人／年
	55,940	56,912	57,893	延利用時間／年

(4) 見込量を確保するための方策

○見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

第10項 地域活動支援センター（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域活動支援センターは、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
- 地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型	基礎的事業を行います。これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 地域活動支援センターは、Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等が移行することが想定され、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については指定障害福祉サービス事業者への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を果たすことが期待されています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポー

ト（障がい者同士の支え合い）の場」などがあります。

○本市としては、地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
地域活動支援センターⅠ型	0	0	0	箇所
	0	0	0	平均実利用人数／日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	6	6	6	平均実利用人数／日
地域活動支援センターⅢ型	9	9	9	箇所
	60	60	60	平均実利用人数／日

(4) 見込量を確保するための方策

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

第 1 1 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

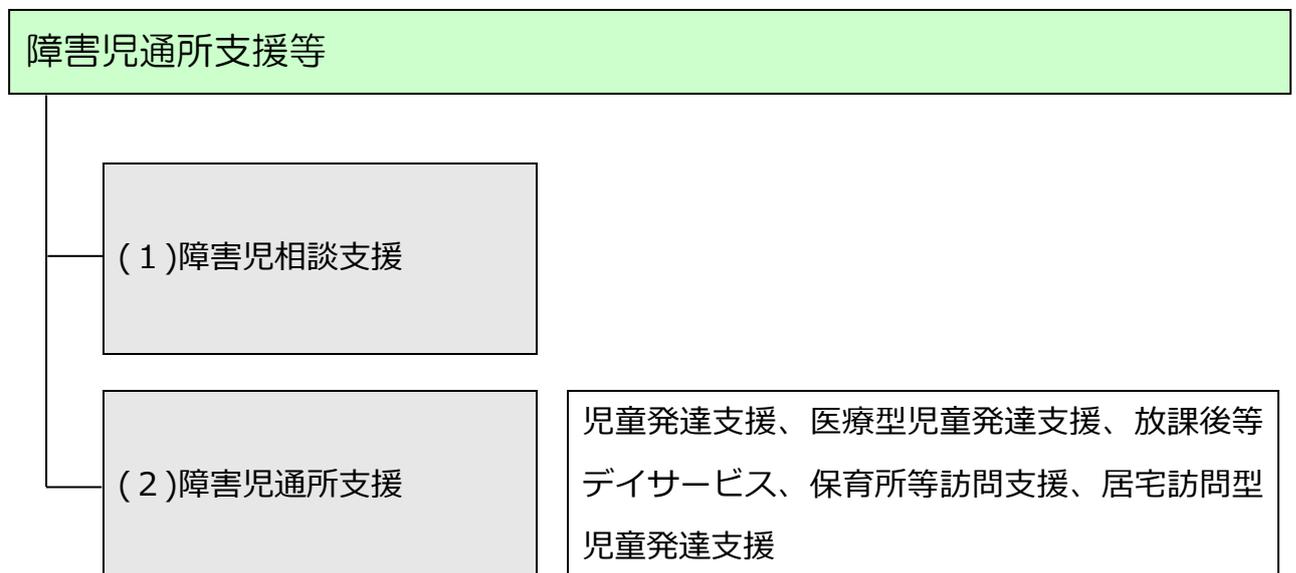
事業名	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによつて、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業（視覚障がい者に係る生活支援事業）	視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○これらの事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

障害児福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害児相談支援、障害児通所支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



第 2 節 障害児通所支援等の整備

(1) 事業内容

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この節では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
障害児相談支援		障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある幼児に対して児童発達支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
-------------	--

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し支えていくことが求められています。そのため、セルフプランから適宜相談支援につないでいくと共に、家族のエンパワメントを高める支援に努めていきます。

○児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであるとともに、地域の保育園等に在籍しながらサービスを利用する子どもの数も増加していることから、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化することが必要です。

○保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。

○児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、家庭支援や地域支援機能を強化することにより、保護者への子育て支援や子どもの地域社会への参加及び包容（インクルージョン）を推進することが必要です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
障害児相談支援	74	87	103	実人／月

障害児通所支援	児童発達支援	374	423	478	実人/月
		3,908	4,455	5,079	延人日/月
	医療型児童発達支援	11	9	8	実人/月
		58	47	38	延人日/月
	放課後等デイサービス	803	931	1,080	実人/月
		9,029	10,925	13,219	延人日/月
	保育所等訪問支援	5	8	12	実人/月
		5	8	12	延人日/月
	居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	実人/月
		4	8	12	延人日/月

(4) 見込量を確保するための方策

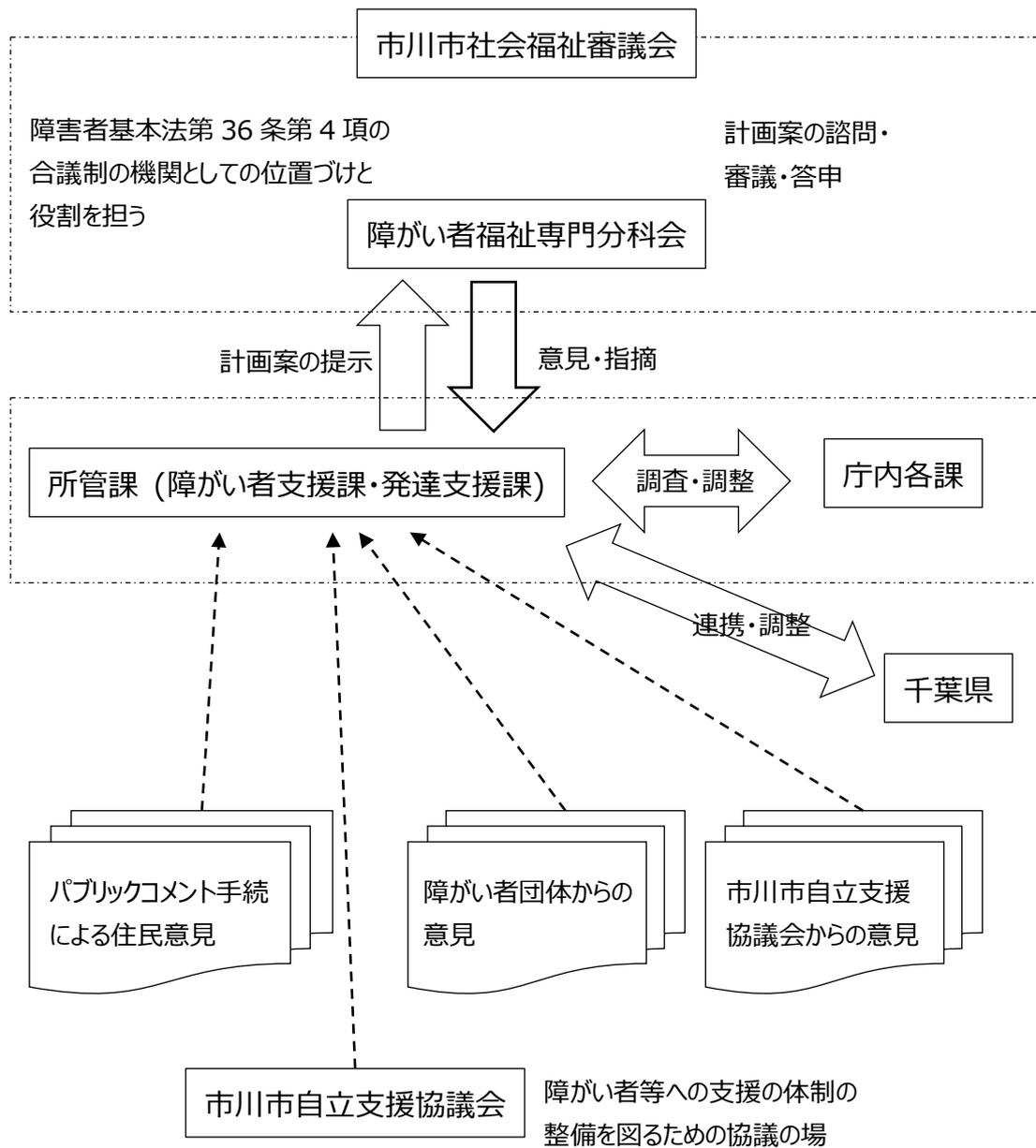
- 身近な地域での支援が保障されるように他の部門（保健、医療、教育等）と連携を図りながら体制整備を進めていきます。
- 障がいの特性を踏まえて、質の高い支援を提供できるよう事業所等に対して、障がいに係る理解のための研修等を行い質の向上を目指します。



第 4 部
資料

第1章 資料

第1節 策定体制



第 2 節 策定の経過

	内容
令和 2 年 3～7 月	障がい者団体へのヒアリング 「現在の障がい者施策について課題と思うこと」
令和 2 年 5～6 月	市川市自立支援協議会へのヒアリング 「現在の障がい者施策について課題と思うこと」
令和 2 年 7 月 6 日	令和 2 年度 第 1 回 市川市社会福祉審議会* 「第 4 次いちかわハートフルプラン案の策定方針について」
令和 2 年 8 月 7 日	令和 2 年度 市川市社会福祉審議会 第 1 回 障がい者福祉 専門分科会 「第 4 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 2 年 9 月 1 日	令和 2 年度 第 1 回 市川市自立支援協議会 「第 4 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 2 年 10 月 9 日	令和 2 年度 第 2 回 市川市社会福祉審議会 「第 4 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 2 年 11 月 7 日から 令和 2 年 12 月 7 日まで	第 4 次いちかわハートフルプラン案についてパブリックコメント手続の 実施
令和 2 年 11 月 18 日	令和 2 年度 第 3 回 市川市社会福祉審議会
	令和 2 年度 第 4 回 市川市社会福祉審議会

第3節 市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

- 2 市川市高齢化社会対策審議会条例（平成4年条例第1号）は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 18 年 6 月 26 日条例第 35 号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 2 号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 13 号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

第4節 市川市社会福祉審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

市川市社会福祉審議会

条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	氏名
学識経験者	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	学識経験者	和洋女子大学	庄司 妃佐
	社会福祉施設経営者	社会福祉法人慶美会	高田 俊彦
	経済界	市川商工会議所	山極 記子
	医療関係者	一般社団法人市川市医師会	福澤 健次
	学識経験者	淑徳大学	○藤野 達也
関係団体の推薦を受けた者	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	岩松 昭三
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	立川 和子
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	木下 静男
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	村山 園
	障がい者団体	市川市自立支援協議会	長坂 昌宗
	社会福祉法人関係者	社会福祉法人市川市社会福祉協議会*	谷内 弘美
	公益社団法人関係者	公益社団法人市川市シルバー人材センター	中野 政夫
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	福田 浩子
市民			小野 恒
			古瀬 敏幸
			和田 四郎

障がい者福祉専門分科会

条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	氏名
学識経験者	学識経験者	和洋女子大学	◎庄司 妃佐
	経済界	市川商工会議所	山極 記子
関係団体の推薦を受けた者	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	木下 静男
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	○村山 園
	障がい者団体	市川市自立支援協議会	長坂 昌宗
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	福田 浩子
市民			小野 恒

第5節 用語解説

い

(1) 市川市子ども・子育て会議

市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）に基づき本市に置かれる会議。子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議するとされている。

なお、「子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法第 72 条に基づき内閣府に置かれる会議。→「子ども・子育て会議」。

(2) 市川市こども発達センター

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）に基づき、こども（満 18 歳に満たない者をいう。）の身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するための施設として本市に設置する公の施設。位置は市川市大洲 4 丁目 18 番 3 号。市川市こども発達センターには、市川市あおぞらキッズ、市川市おひさまキッズ、市川市こども発達相談室及び市川市大洲こども館の 4 施設が置かれている。

(3) 市川市こども発達相談室

市川市こども発達センターに置かれる施設。業務は「こども又はその保護者に対し、当該こどもの発達障がいに関する相談に応じ、支援を行うこと」とされている。

(4) 市川市社会福祉協議会

→「社会福祉法人市川市社会福祉協議会」。

(5) 市川市社会福祉審議会

市川市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）第 1 条の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置されるもの。本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる（条例第 2 条）。また、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の合議制の機関として位置づけられる。

(6) 市川市自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、本市に設置するもの。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされている(同法第 89 条の 3 第 2 項)。本市では、専門部会として、相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会及びこども部会の 4 つの部会を設置している。

(7) 市川市放課後保育クラブ

児童福祉法上は「放課後児童健全育成事業」(第 6 条の 3 第 2 項)で、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とされている。

(8) 市川スマイルプラン

市川市で作成する「個別の教育支援計画」のこと。「個別の教育支援計画」とは、発達に課題があるなど、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、保護者をはじめ、園、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した教育的支援を引き継いでいくための「ツール」となるもの。

(9) 一般相談支援事業

基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(10) 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室の令和元年 10 月 1 日難病・小児慢性特定疾病地域共生ワーキンググループ資料「医療的ケア児に関する施策について」より。

(11) インクルーシブ教育

→「インクルーシブ教育システム」。

(12) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。障害者基本計画(第4次)より。

(13) インクルージョン

英語表記では「inclusion」。障害者の権利に関する条約第3条(c)では「包容」と訳されている。障害者基本計画(第4次)より。

お

(1) オストメイト

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ(人工肛門・人工膀胱)」を造設した方のこと。厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課資料「オストメイト(人工肛門・人工膀胱のある人たち)の公衆浴場への入浴にご理解ください」より。

か

(1) 介護給付費及び特例介護給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第29条及び同法第30条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第28条第1項。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 療養介護(医療に係るものを除く。)
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 施設入所支援

き

(1) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号並びに精神保健福祉法（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条第 1 項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設。障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項。本市では、「基幹相談支援センター大洲（えくる大洲ステーション）」（市川市急病診療・ふれあいセンター3 階）、「基幹相談支援センター行徳（えくる行徳ステーション）」（市川市役所行徳支所 1 階）を設置している。

※ 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号

障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）。

※ 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 4 号

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業。

※ 身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号

身体障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

※ 身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号

身体障がい者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

※ 知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号

知的障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

※ 知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号

知的障がい者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

※ 精神保健福祉法第 49 条第 1 項

市町村は、精神障がい者から求めがあったときは、当該精神障がい者の希望、精神障がいの状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓

練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障がい者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

(2) 基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年 3 月 31 日号外厚生労働省告示第 116 号）のことをいい、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針であって、基本的理念、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する基本的考え方等について、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたもの。

(3) 基本相談支援

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援*及び継続サービス利用支援*に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。障害者総合支援法第 5 条第 19 項。

(4) CAS (キャス)

→「発達障害者支援センター」。

(5) 教育・保育施設

認定こども園法（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項。

(6) 強度行動障がい

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態。第六次千葉県障害者計画より。

(7) 居住系サービス

施設入所支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。

<

(1) グループホーム

共同生活援助を行う施設。

(2) グループホーム等支援ワーカー

「中核地域生活支援センター*」等に委託して実施している千葉県独自の事業。支援ワーカーは、各地域内のグループホーム・ケアホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。第六次千葉県障害者計画より。

(3) 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第 29 条及び同法第 30 条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 28 条第 2 項。

- ① 自立訓練
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援
- ④ 就労定着支援
- ⑤ 自立生活援助
- ⑥ 共同生活援助

け

(1) ケアマネジメント

定義は多様だが、「利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム」といえる。「相談支援の手引き」第 2 版（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より。

(2) 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(3) 継続サービス利用支援

支給決定を受けた障がい者若しくは障がい児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は地域相談支援給付決定*を受けた障がい者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障がい者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。障害者総合支援法第5条第23項。

- ① サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- ② 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等*に係る障がい者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

こ

(1) 高次脳機能障がい

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障がいされた状態を指し、器質性精神障がいとして位置付けられる。障害者基本計画（第4次）より。

(2) 高齢者サポートセンター

→「地域包括支援センター」。

(3) 子育て世代包括支援センター

次の①から④までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて⑤に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。

なお、母子保健法（昭和40年法律第141号）上の名称は「母子健康包括支援センター」。

同法第22条第1項では「市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するよ

うに努めなければならない」とされている。

- ① 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- ② 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- ③ 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- ④ 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
- ⑤ 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

(4) 子ども・子育て会議

内閣府に置かれる会議。子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議するとされている。子ども・子育て支援法第 72 条、第 73 条第 1 項。

なお、「市川市子ども・子育て会議」は、市川市子ども・子育て会議条例に基づき本市に置かれる会議。→「市川市子ども・子育て会議」。

(5) こども発達センター

→「市川市こども発達センター」。

さ

(1) サービス等利用計画

支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

「サービス等利用計画案」が、市町村が支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「サービス等利用計画」は、支給決定等が行われた後に指定特定相談支援事業者によって作成されるもの。

(2) サービス等利用計画案

支給決定等の申請に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、指定特定相談支援事業者以

外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合等には、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出することができる。障害者総合支援法第 5 条第 22 項、第 22 条第 4 項、第 5 項、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4、第 12 条の 5。

(3) サービス利用支援

サービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者*その他の者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

し

(1) 支給決定

市町村の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費を支給する旨の決定のこと。障害者総合支援法第 19 条第 1 項。→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」、「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

(2) 支給決定等

障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定、同法第 24 条第 2 項に規定する支給決定の変更の決定、同法第 51 条の 5 第 1 項に規定する地域相談支援給付決定又は同法第 51 条の 9 第 2 項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

(3) 施設型給付費の支給

「子どものための教育・保育給付」の一つ。教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたときに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対して支給する給付。子ども・子育て支援法第 11 条、第 27 条第 1 項。

(4) 市町村社会福祉協議会

一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③までに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 失語症会話パートナー

失語症に関し知識及び理解を有する者で、失語症である者の会話の補助その他の必要な支援を行う者をいう。市川市地域生活支援事業実施規則第 34 条。

(6) 指定一般相談支援事業者

都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(7) 指定一般相談支援事業所

都道府県知事の指定に係る一般相談支援事業所（一般相談支援事業を行う事業所）。

(8) 指定計画相談支援

指定サービス利用支援（市町村長の指定に係るサービス利用支援）又は指定継続サービス利用支援（市町村長の指定に係る継続サービス利用支援）。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項。

(9) 指定障害児相談支援

指定障害児支援利用援助（市町村長の指定に係る障害児支援利用援助）又は指定継続障害児支援利用援助（市町村長の指定に係る継続障害児支援利用援助）。児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項。

(10) 指定障害児相談支援事業者

市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者。児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号。

(11) 指定障害児相談支援事業所

市町村長の指定に係る障害児相談支援事業所（障害児相談支援事業を行う事業所）。

(12) 指定障害児通所支援事業者

都道府県知事が指定する障害児通所支援事業*を行う者。児童福祉法第 21 条の 5 の 3。

(13) 指定障害者支援施設

都道府県知事が指定する障害者支援施設*。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(14) 指定障害者支援施設等

指定障害者支援施設*若しくはのぞみの園。障害者総合支援法第 34 条第 1 項。

(15) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設が提供する障害福祉サービス。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(16) 指定障害福祉サービス事業者

都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業*を行う者。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(17) 指定障害福祉サービス事業者等

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園。障害者総合支援法第 29 条第 2 項。

(18) 指定相談支援事業者

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者のこと。障害者総合支援法第 51 条の 22。

(19) 指定地域相談支援

指定一般相談支援事業者が提供する地域相談支援。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(20) 指定通所支援

指定障害児通所支援事業者*又は指定発達支援医療機関*が提供する障害児通所支援。児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項。

(21) 指定特定相談支援事業者

市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号。

(22) 指定特定相談支援事業所

市町村長の指定に係る特定相談支援事業所（特定相談支援事業を行う事業所）。障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条。

(23) 指定発達支援医療機関

独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項。

(24) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、第 44 条。

(25) 児童発達支援センター

次の①、②に掲げる区分に応じ、障がい児を日々保護者の下から通わせて、①、②に定める支援を提供することを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、43 条。

① 福祉型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

② 医療型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

(26) 児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、第 41 条。

(27) 市民後見人

親族がいない認知症の高齢者や知的障がいなどで判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。

(28) 社会福祉協議会

社会福祉法第 10 章第 3 節に基づく市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会並びに社会福祉協議会連合会があるが、市町村社会福祉協議会については、「市町村社会福祉協議会」を参照。

(29) 社会福祉法人市川市社会福祉協議会

市川市の市町村社会福祉協議会。→「市町村社会福祉協議会」。

(30) 重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童。児童福祉法第 7 条第 2 項。

(31) 住宅確保要配慮者

次の各号のいずれかに該当する者をいう。住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項。

- ① その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者
- ② 災害（発生した日から起算して 3 年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者
- ③ 高齢者
- ④ 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者
- ⑤ 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）を養育している者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

(32) 障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。児童福祉法第 4 条第 2 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

(33) 障害児支援利用計画

通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。児童福祉法第 6 条の 2

の 2 第 8 項。「障害児支援利用計画案」が、市町村が通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「障害児支援利用計画」は、通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が行われた後に指定障害児相談支援事業者によって作成されるもの。

(34) 障害児支援利用計画案

通所給付決定の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい児の保護者は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合等には、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案を提出することができる。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項、第 21 条の 5 の 7 第 4 項、第 5 項、児童福祉法施行規則第 18 条の 14、第 18 条の 15。

(35) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項。

(36) 障害児相談支援事業

障害児相談支援を行う事業。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項。

(37) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給

次に掲げる障害児通所支援に関して児童福祉法第 21 条の 5 の 3 及び同法第 21 条の 5 の 4 の規定により支給する給付。児童福祉法第 21 条の 5 の 2。

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑤ 保育所等訪問支援

(38) 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2。

(39) 障害児通所支援事業

障害児通所支援を行う事業をいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2。

(40) 障害児入所施設

次の①、②に掲げる区分に応じ、障がい児を入所させて、①、②に定める支援を行うことを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、第 42 条。

① 福祉型障害児入所施設

保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与

② 医療型障害児入所施設

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

(41) 障がい者

身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち 18 歳以上である者及び精神保健福祉法第 5 条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。障害者総合支援法第 4 条第 1 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

(42) 障害者支援施設

障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者総合支援法第 5 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。障害者総合支援法第 5 条第 11 項。

(43) 障害者週間

国民の間に広く基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調）に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため設けられたもの。12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間をいう。障害者基本法第 9 条第 1 項、第 2 項。

(44) 障害者就労施設等

障害者就労施設（障害者支援施設、地域活動支援センター又は生活介護、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業を行う施設などを指す）、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団

体をいう。障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項。

(45) 障がい者等

障がい者又は障がい児をいう。障害者総合支援法第 2 条第 1 項第 1 号。

(46) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障がいのある人に対する理解を広げて差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成 18 年 10 月に制定、平成 19 年 7 月に施行した千葉県条例（平成 18 年条例第 52 号）。

何が差別にあたるのかを医療、福祉等の 8 つの分野別に定義し、①個別事案を解決する仕組み、②差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み、③障がいのある人に優しい取組を応援する仕組み、の 3 つの仕組みから構成される。

障害者差別解消法の施行に先駆け、障がいのある人への差別を禁止した全国初となる条例。第六次千葉県障害者計画より。

(47) 障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

(48) 障害福祉サービス事業

障害福祉サービス（障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。）を除く。）を行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

(49) 障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位。健康福祉センターの区域を基本とした 13 圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計 16 の圏域を設定。市川圏域は、市川市と浦安市で構成。第六次千葉県障害者計画より。

(50) ショートステイ

短期入所のこと。

(51) 身体障害者手帳

身体に障がいのある者に対し都道府県知事が交付するもの。身体に障がいのある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができ（ただし、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者が代わって申請する）、また、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、その障がい身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならないとされている。身体障害者福祉法第 15 条第 1 項、第 4 項。

せ

(1) 生産年齢人口

15 歳から 64 歳までの者の数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者（知的障がい者を除く。以下この項において同じ。）に対し都道府県知事が交付するもの。精神障がい者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができ、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障がいの状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないとされている。精神保健福祉法第 45 条第 1 項、第 2 項。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したものであり、高齢期の「地域包括ケアシステム」とは異なるものである。厚生労働省 Web サイト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」より。

→「地域包括ケアシステム」。

(4) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。第六次千葉県障害者計画より。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が定める成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画のこと。成年後見制度利用促進法第 12 条第 1 項。

(6) セルフプラン

指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案。

そ

(1) 相談支援

基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(2) 相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項など。

ち

(1) 地域移行支援

障害者支援施設、のぞみの園若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 項若しくは第 6 項の厚生労働省令で定める施設に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 20 項。

(2) 地域移行・定着協力病院

精神科病院内での地域移行に向けた取組や、地域との連携を行うなど、精神障害者地域移行支援に積極的に取り組んでおり、千葉県が定める要件を満たし、千葉県から指定を受けた精神科病院。第六次千葉県障害者計画より。

(3) 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定。

(4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき市町村及び都道府県がその地域の実情等に応じて提供する行政サービス。障害福祉サービスとは異なり、自治体が柔軟な形態で実施することが可能。

市町村が行う主な地域生活支援事業としては、①障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発、②障がいのある人、その家族、地域住民等により自発的に行われる障がいのある人の地域生活を支援する活動に対する支援、③障がいのある人への相談支援並びに障がいのある人への虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整、権利擁護等のために必要な援助、④成年後見制度の利用に係る費用の助成、⑤成年後見制度に係る者の育成及び活用のための研修、⑥意思疎通支援及び意思疎通支援を行う者の養成、⑦日常生活用具の給付・貸与、⑧移動支援、及び⑨地域活動支援センターにおいて日中活動支援を行う事業がある。

また、都道府県は、専門性・広域的な対応が必要な相談支援、人材育成等の事業を行っている。

第六次千葉県障害者計画より。

(5) 地域相談支援

地域移行支援及び地域定着支援。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(6) 地域相談支援給付決定

市町村の地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費を支給する旨の決定。障害者総合支援法第 51 条の 5 第 1 項。→「地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給」。

(7) 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

地域相談支援に関して障害者総合支援法第 51 条の 14 及び同法第 51 条の 15 の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 51 条の 13。

(8) 地域定着支援

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じ

た緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。
障害者総合支援法第 5 条第 21 項。

(9) 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう構築を推進している、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025 年を目途に構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要としている。厚生労働省 Web サイト「地域包括ケアシステム」より。

(10) 地域包括支援センター

介護保険法に規定する第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。介護保険法第 115 条の 46 第 1 項。市川市における通称は「高齢者サポートセンター*」。

(11) 中核地域生活支援センター

対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に 24 時間・365 日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っている千葉県独自の制度。第六次千葉県障害者計画より。

つ

(1) 通所給付決定

市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費を支給する旨の決定のこと。児童福祉法第 21 条の 5 の 5 第 1 項。→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

と

(1) 特定教育・保育施設

市町村長（特別区の区長を含む。）が施設型給付費の支給*に係る施設として確認する教育・保育施設*。子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項。

(2) 特定相談支援事業

基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(3) 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。学校教育法第 72 条。

(4) 特例介護給付費

→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」。

(5) 特例訓練等給付費

→「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

(6) 特例障害児通所給付費

→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

な

(1) 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 1 条。障害者総合支援法第 4 条第 1 項にいう「特殊の疾病」とは異なる。

に

(1) 日中活動系サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。

ね

(1) NET119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。総務省消防庁 Web サイトより。

の

(1) ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。厚生労働省 Web サイトより。

は

(1) 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、言語の障がい及び協調運動の障がいを除く。）をいう。発達障害者支援法第 2 条第 1 項、発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）第 1 条、発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）。

(2) 発達障害者支援センター

次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認めて都道府県知事が指定した社会福祉法人その他の政令で定める法人のこと。発達障害者支援法第 14 条第 1 項。

千葉県の発達障害者支援センターは、「千葉県発達障害者支援センターCAS」（千葉市中央区）と「CAS 東葛飾」（我孫子市）。

- ① 発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障がい者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- ② 発達障がい者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障がいについての情報の提供及び研修を行うこと。
- ④ 発達障がいに関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

⑤ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

ひ

(1) ピアカウンセリング

同じ悩みや障がいを持つ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助すること。「ピア」(peer)とは「仲間」という意味。

(2) 避難行動要支援者

市町村に居住する要配慮者*のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものこと。災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第1項。

ふ

(1) 福祉型障害児入所施設

→「障害児入所施設」。

(2) 福祉避難所

要配慮者のために指定・開設する避難所。「市川市地域防災計画(震災編)」より。

ほ

(1) 放課後保育クラブ

→「市川市放課後保育クラブ」。

(2) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

み

(1) 民生委員

民生委員法(昭和23年法律第198号)では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とされており、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、

非常勤特別職の地方公務員であり（昭和 26 年 3 月 14 日、昭和 26 年 8 月 27 日行政実例）、給与は支給されないものとされており、市（特別区を含む。）町村の区域に置かれる。また、民生委員は、児童委員に充てられたものとするとしている。民生委員法第 1 条、第 3 条、第 5 条第 1 項、第 10 条、児童福祉法第 16 条第 2 項。

ゆ

(1) ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。第六次千葉県障害者計画より。

よ

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号。

ら

(1) ライフサポートファイル

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を 1 冊にまとめたファイル。第六次千葉県障害者計画より。

り

(1) 療育手帳

「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）に基づいて発行されるもの（知的障害者福祉法には療育手帳についての規定はない）。同通知の中の「療育手帳制度要綱」の「第 1 目的」では、「この制度は、知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障がい児（者）に手帳を交付し、もって知的障がい児（者）の福祉の増進に資することを目的とする」とされている。

れ

(1) レスパイトサービス

障がい者等を介護する家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、又は当該家族の疾病、冠婚葬祭などの理由により、一時的に障がい者等を預かり、介護その他の必要な支援（宿泊を伴うものを含む。）を行うサービスをいう。

ろ

(1) 老年人口

65 歳以上の者の数。